

第75期

定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2021年6月25日(金曜日) 午前10時 (受付開始: 午前9時)

開催場所当社本社ビル2階ホール 名古屋市東区東片端町8番地
末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。**議案**

- 第1号議案: 定款一部変更の件
- 第2号議案: 取締役(監査等委員である取締役を除く)7名選任の件
- 第3号議案: 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第4号議案: 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第5号議案: 取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬等の額設定の件
- 第6号議案: 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件
- 第7号議案: 取締役(執行役員を兼務しない取締役および監査等委員である取締役、社外取締役を除く)に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

- ・新型コロナウイルスの感染防止に向けて、皆さまの安全・安心を最優先に、株主総会へのご来場を見合わせていただき、事前に書面またはインターネット等により議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。なお、株主総会のお土産はご用意しておりません。詳細は同封の「当社第75期定時株主総会における新型コロナウイルス感染拡大防止への対応について」をご参照ください。
- ・本株主総会へのご出席に関しては「事前登録制」(最大25席)とさせていただきます。事前登録の方法は4頁をご参照ください。



Design
Your
Smile

健康創造の
スズケングループ



株主の皆さまへ

株主の皆さまには、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社第75期定時株主総会招集ご通知をお届けするにあたり、ご挨拶申し上げます。

当社は、2020年12月9日に独立行政法人地域医療機能推進機構（JCHO）の入札に関する独占禁止法違反容疑について、公正取引委員会から刑事告発を受け、同日、東京地方検察庁により起訴され、2021年4月27日に初公判が行われました。

今後、二度とこのようなことを起こさないよう、「啓発・教育」と「仕組み・組織体制」という2軸で効果的かつ具体的な再発防止策を策定し、実践しております。

また、当社グループは、2023年3月期を最終年度とする3カ年の中期成長戦略「May I “health” you? 5.0」を策定し、健康創造領域で社会に貢献する企業として、より一層、既存事業を進化させていくと同時に、日本が目指す新たなデジタル社会である「Society 5.0」において、社会の課題を解決できる新たな事業展開を目指し、更なる企業価値向上に取組んでおります。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。



代表取締役社長

宮田 浩美

目次

招集ご通知

- 2 | 第75期定時株主総会招集ご通知
- 3 | 議決権行使のご案内

株主総会参考書類

- 5 | 第1号議案 定款一部変更の件
- 10 | 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）7名選任の件
- 16 | 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 21 | 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 23 | 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額設定の件
- 24 | 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件
- 25 | 第7号議案 取締役（執行役員を兼務しない取締役および監査等委員である取締役、社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の割当のための報酬決定の件

添付書類

■ 事業報告

- 27 | 1.企業集団の現況に関する事項
- 37 | 2.会社の株式に関する事項
- 38 | 3.会社役員に関する事項
- 43 | 4.会計監査人に関する事項
- 44 | 5.業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

■ 連結計算書類

- 49 | 連結貸借対照表
- 50 | 連結損益計算書
- 51 | 連結株主資本等変動計算書
- 52 | （ご参考）連結キャッシュ・フロー計算書

■ 計算書類

- 53 | 貸借対照表
- 54 | 損益計算書
- 55 | 株主資本等変動計算書

■ 監査報告書

- 56 | 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本
- 58 | 計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本
- 60 | 監査役会の監査報告書 謄本

ご参考

- 株主の皆さまへのご案内
- 株主MEMO

第75期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第75期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、当日ご出席されない場合には、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。2021年6月24日(木曜日)の当社営業時間の終了時(午後5時15分)までに議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時	2021年6月25日(金曜日)午前10時(受付開始:午前9時)														
2. 場 所	当社本社ビル 2階ホール 名古屋市東区東片端町8番地(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)														
3. 目的事項	<p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 第75期(2020年4月1日から2021年3月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 第75期(2020年4月1日から2021年3月31日まで)計算書類の内容報告の件 <p>決議事項</p> <table border="0"> <tr> <td>第1号議案</td> <td>定款一部変更の件</td> </tr> <tr> <td>第2号議案</td> <td>取締役(監査等委員である取締役を除く)7名選任の件</td> </tr> <tr> <td>第3号議案</td> <td>監査等委員である取締役3名選任の件</td> </tr> <tr> <td>第4号議案</td> <td>補欠の監査等委員である取締役1名選任の件</td> </tr> <tr> <td>第5号議案</td> <td>取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬等の額設定の件</td> </tr> <tr> <td>第6号議案</td> <td>監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件</td> </tr> <tr> <td>第7号議案</td> <td>取締役(執行役員を兼務しない取締役および監査等委員である取締役、社外取締役を除く)に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件</td> </tr> </table>	第1号議案	定款一部変更の件	第2号議案	取締役(監査等委員である取締役を除く)7名選任の件	第3号議案	監査等委員である取締役3名選任の件	第4号議案	補欠の監査等委員である取締役1名選任の件	第5号議案	取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬等の額設定の件	第6号議案	監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件	第7号議案	取締役(執行役員を兼務しない取締役および監査等委員である取締役、社外取締役を除く)に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件
第1号議案	定款一部変更の件														
第2号議案	取締役(監査等委員である取締役を除く)7名選任の件														
第3号議案	監査等委員である取締役3名選任の件														
第4号議案	補欠の監査等委員である取締役1名選任の件														
第5号議案	取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬等の額設定の件														
第6号議案	監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件														
第7号議案	取締役(執行役員を兼務しない取締役および監査等委員である取締役、社外取締役を除く)に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件														

以上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙と、事前申込みの当選が確認できるもの(スマートフォンの当選メール画面や当選メールのプリントアウト等)を忘れずにお持ちください。

連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表につきましては、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載していますので、本招集ご通知の添付書類には、記載していません。会計監査人及び監査役が監査した連結計算書類、計算書類は、本招集ご通知の添付書類に記載の各書類のほか、当社ウェブサイトに掲載している連結注記表及び個別注記表となります。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当日は、ノーネクタイの軽装(クールビズ)にて対応させていただきますので、株主の皆さまにおかれましては軽装にてご出席くださいますようお願い申しあげます。なお、本年は、お土産の配布はございません。

株主総会決議ご通知につきましては、書面によるご送付に代えて、当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト <https://www.suzuken.co.jp>

議決権行使のご案内

株主総会参考書類(5頁～26頁)をご検討のうえ、議決権のご行使をお願い申し上げます。
議決権のご行使には以下の3つの方法がございます。

インターネット等による議決権行使

スマートフォンまたはパソコンから当社の指定する議決権行使ウェブサイト等にアクセスしていただき、**2021年6月24日(木曜日)午後5時15分**までに議案の賛否をご入力ください。
詳しくは、下記をご覧ください。

書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、**2021年6月24日(木曜日)午後5時15分**までに到着するようにご返送ください。
詳しくは、次頁をご覧ください。

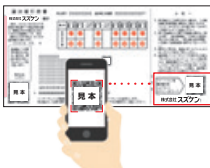
株主総会への出席による議決権行使

本株主総会へのご出席に関しては「**事前登録制**」とさせていただきます。
詳しくは、次頁をご覧ください。

インターネット等※による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法「スマート行使」による議決権行使

ステップ1 同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取ります。



ステップ2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。
一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合は、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります。
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ移行できます。

QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。

議決権行使のお取り扱い

- インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- インターネットと書面の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

その他

- インターネットにより 議決権行使ウェブサイトをご利用いただくための接続事業者への接続料金及び通信事業者への通信料金(電話料金等)などは株主さまのご負担となります。

インターネットによる議決権行使でパソコンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号: **0120-652-031** (フリーダイヤル)
(受付時間 午前9時～午後9時)

※ 機関投資家の皆さまは、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

こちらに、議案の賛否をご記入ください。

第1号議案 | 第4号議案 |

第2号議案 | 第3号議案 |

第5号議案 | 第6号議案 | 第7号議案 |

- 賛成の場合 ▶ 「賛」の欄に○印
- 否認する場合 ▶ 「否」の欄に○印

- 全ての候補者に賛成する場合 ▶ 「賛」の欄に○印をおつけください。
- 一部の候補者を否認する場合 ▶ 「賛」の欄に○印をし、否認する候補者の番号をご記入ください。
- 全ての候補者を否認する場合 ▶ 「否」の欄に○印をおつけください。

開催日当日のご来場について(事前登録制・抽選)

本総会につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、お座席の間隔を空けて配置(最大25席)することに伴い、お座席数が例年より大幅に減少することになります。

つきましては、本総会のご出席は、株主さまからのお申込みによる**事前登録制**とさせていただきます。

ご来場をご希望される株主さまは、当日のご来場を慎重にご検討いただき、下記の申込方法により事前登録のお申込みをいただきますようお願い申し上げます。

なお、お申込み多数で定員を超えた場合は抽選となりますので、予めご了承くださいますようお願い申し上げます。

ご来場の申込方法

- ① 当社指定の登録サイトより、同封の議決権行使書用紙に記載されている「株主番号」と「氏名」「メールアドレス」をご入力の上、お申込みください。
登録受付期間 2021年6月16日(水曜日)午後5時15分まで
登録サイト <https://krs.bz/suzuken-co/m?f=1>
- ② 事前申込みのうえ当選された方へは、2021年6月18日(金曜日)頃を目途にメールにてご通知いたします。



ご来場時の注意事項

- ① 事前申込みのうえ当選された方以外は、ご来場されても総会会場にご入りいただけませんのでご注意ください。
- ② 株主総会のお土産はご用意しておりません。
- ③ ご来場の際はマスクの着用と手指消毒液のご使用について、ご協力をお願い申し上げます。
- ④ 会場入口で検温を実施させていただきます、37.5度以上の発熱が確認された場合および体調不良と見受けられる場合には、ご入場をお断りしお帰りいただく場合がございますので、予めご了承くださいますようお願い申し上げます。
- ⑤ ご来場の際は、同封の議決権行使書用紙と、事前申込みの当選が確認できるもの(スマートフォンの当選メール画面や当選メールのプリントアウト等)を忘れずにお持ちください。

以上

株主総会参考書類 議案及び参考事項

第1号議案

定款一部変更の件

1. 提案の理由

- ①当社は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員が取締役会における議決権を持つことを通じて取締役会の監督・牽制機能の強化を図り、一層のコーポレートガバナンスの充実及び当社グループの持続的な企業価値向上を目指す目的で、現在の監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行いたします。移行にあたり、監査等委員会及び監査等委員である取締役に関する規定の新設並びに監査役会及び監査役に関する規定の削除等の所要の変更を行うものであります。
- ②迅速な意思決定と機動的な業務執行の実現を目的として、重要な業務執行の決定を取締役に委任することができる旨の規定を新設するものであります。
- ③上記の変更に伴い、条数の整備等の所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

なお、本定款変更は、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総則	第1章 総則
第1条 ┆ (省略) 第3条	第1条 ┆ (現行どおり) 第3条
(機関)	(機関)
第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. 監査役 3. <u>監査役会</u> 4. 会計監査人	第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. <u>監査等委員会</u> (削除) 3. 会計監査人
第5条 (省略)	第5条 (現行どおり)
第2章 株式	第2章 株式
第6条 ┆ (省略) 第11条	第6条 ┆ (現行どおり) 第11条

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第 3 章 株主総会	第 3 章 株主総会
第12条 〔 (省略) 〕 第18条	第12条 〔 (現行どおり) 〕 第18条
第 4 章 取締役および取締役会	第 4 章 取締役および取締役会
(取締役の員数) 第19条 当社の取締役は、 <u>10名以内</u> とする。 (新設) (取締役の選任方法) 第20条 当社の取締役は、株主総会において選任する。 2 (省略) 3 (省略)	(取締役の員数) 第19条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く)は、 <u>9名以内</u> とする。 2 <u>当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u> (取締役の選任方法) 第20条 当社の取締役は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u> 2 (現行どおり) 3 (現行どおり)
(取締役の任期) 第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (新設) (新設) (新設)	(取締役の任期) 第21条 取締役(監査等委員である取締役を除く)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u> 4 <u>会社法第329条第3項の規定により選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u>

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(代表取締役) 第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>(取締役会の招集および議長) 第23条 取締役会は、あらかじめ取締役会で定めた代表取締役がこれを招集し、その議長となる。当該代表取締役に支障がある場合には、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役がこれに代る。 2 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>第24条 ↳ (省略) 第25条</p> <p>(新設)</p> <p>第26条 (省略)</p> <p>(取締役の報酬等) 第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第28条 (省略)</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>(監査役の数) 第29条 当社の監査役は、6名以内とする。</p>	<p>(代表取締役) 第22条 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く)の中から</u>代表取締役を選定する。</p> <p>(取締役会の招集および議長) 第23条 (現行どおり)</p> <p>2 取締役会の招集通知は、各取締役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>第24条 ↳ (現行どおり) 第25条</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任) 第26条 取締役会は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第27条 (条数線下げ、現行どおり)</p> <p>(取締役の報酬等) 第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第29条 (条数線下げ、現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の選任方法)</p> <p>第30条 当会社の監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれをおこなう。</p> <p>3 当会社は会社法第329条第3項の規定により、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</p> <p>4 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役の任期)</p> <p>第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、前条第3項の規定により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合、当該監査役の任期は、補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(常勤の監査役)</p> <p>第32条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役会の招集)</p> <p>第33条 監査役会は、各監査役がこれを招集する。</p> <p>2 監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役会の権限)</p> <p>第34条 監査役会は、法令または本定款に定める事項、その他当会社における監査の方針、業務および財産の状況の調査の方法その他の監査役の職務の執行に関する重要事項を決定する。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役の報酬等)</p> <p>第35条 監査役の報酬、賞与其他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(削除)</p>

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役との責任限定契約) 第36条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p>第5章 監査等委員会</p>
<p>(新設)</p>	<p>(常勤の監査等委員) 第30条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(監査等委員会の招集) 第31条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(監査等委員会の権限) 第32条 監査等委員会は、法令または本定款に定める事項、その他当社における監査の方針、業務および財産の状況の調査の方法その他の監査等委員会の職務の執行に関する重要事項を決定する。</p>
<p>第6章 会計監査人</p>	<p>第6章 会計監査人</p>
<p>第37条 ↓ (省略) 第39条</p>	<p>第33条 ↓ (条数繰上げ、現行どおり) 第35条</p>
<p>第7章 計 算</p>	<p>第7章 計 算</p>
<p>第40条 ↓ (省略) 第43条</p>	<p>第36条 ↓ (条数繰上げ、現行どおり) 第39条</p>
<p>(新設)</p>	<p>附則 (監査役との責任限定契約に関する経過措置) 第75期定時株主総会終結前の監査役(監査役であった者を含む)の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第36条の定めるところによる。</p>

第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)7名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員(10名)は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役(監査等委員である取締役を除く)7名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として効力を生じるものといたします。

取締役(監査等委員である取締役を除く)候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位・担当	候補者属性
1	べっしょ よしき 別所 芳樹	取締役 最高顧問	再任
2	みやた ひろみ 宮田 浩美	代表取締役 社長執行役員	再任
3	あさの しげる 浅野 茂	代表取締役 副社長執行役員 コーポレート本部長	再任
4	たむら ひさし 田村 富志	取締役 専務執行役員 卸事業本部長	再任
5	たかはし ちえ 高橋 智恵	取締役 執行役員 薬事・内部統制・監査担当兼 薬事統轄室長	再任
6	うすい やすのり 薄井 康紀	社外取締役	再任 独立役員
7	さむら しゅんいち 茶村 俊一		新任 独立役員

候補者番号

1



べっしょ よしき
別所 芳樹

(1943年5月27日生)

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1966年 4月 株式会社東海銀行
(現 株式会社三菱UFJ銀行) 入行
1970年 3月 当社入社
1970年 8月 当社取締役
1973年 1月 当社常務取締役
1973年12月 当社専務取締役
1975年 4月 当社代表取締役専務
1983年 6月 当社代表取締役社長
2004年 6月 当社代表取締役 社長執行役員
2007年 4月 当社代表取締役 会長執行役員
2020年 4月 当社取締役 最高顧問 (現任)

所有する当社株式の数

3,090,523 株

取締役会への出席状況

21/22 回

取締役候補者とした理由

1975年4月より当社代表取締役として当社グループの経営に携わる等、経営全般に対する豊富な知識・経験を有しております。
2020年4月からは、当社取締役最高顧問に就任しております。
取締役会において重要事項を審議・決定するとともに、他の取締役及び執行役員の職務執行の状況の監督に十分な役割を果たしており、また取締役として、高い倫理観・公正性などの人格的要素も十分に備えており、引き続き取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたしました。

候補者番号

2



みやた ひろみ
宮田 浩美

(1960年4月24日生)

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1984年 4月 当社入社
2006年 6月 当社物流部長
2008年 6月 当社執行役員
2009年 4月 当社経営企画部長
2011年 4月 当社常務執行役員
2012年 4月 当社専務執行役員
2012年 6月 当社取締役
2013年 4月 当社企画本部部長兼経営企画部長
2014年 4月 当社企画本部長
2015年 4月 当社副社長執行役員
2016年 4月 当社代表取締役 社長執行役員 (現任)

所有する当社株式の数

27,616 株

取締役会への出席状況

22/22 回

取締役候補者とした理由

長年にわたり営業・物流・企画部門の業務に携わる等、当社事業に対する豊富な知識・経験を有しております。
2016年4月からは、当社代表取締役社長執行役員に就任しております。
取締役会において重要事項を審議・決定するとともに、他の取締役及び執行役員の職務執行の状況の監督に十分な役割を果たしており、また取締役として、高い倫理観・公正性などの人格的要素も十分に備えており、引き続き取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたしました。

候補者番号

3

 あさの しげる
浅野 茂

(1966年8月4日生)

再任
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1990年 4月 当社入社
- 2005年 3月 株式会社コラボクリエイト
(現 株式会社エス・ディ・コラボ)
代表取締役社長
- 2009年 6月 当社執行役員
- 2010年 7月 当社SCM本部長
- 2012年 4月 当社常務執行役員
- 2015年 4月 当社専務執行役員企画本部長
兼薬事管理部・CSR推進室担当
- 2015年 6月 当社取締役
- 2017年 4月 当社専務執行役員コーポレート本部長
兼経営企画部長兼リスクマネジメント
統轄室担当
- 2019年 4月 当社副社長執行役員コーポレート本部長
兼リスクマネジメント・薬事担当
- 2020年 4月 当社副社長執行役員コーポレート本部長
(現任)
- 2021年 4月 当社代表取締役(現任)

所有する当社株式の数
13,370 株
取締役会への出席状況
22/22 回
取締役候補者とした理由

長年にわたり物流・企画部門の業務に携わる等、当社事業に対する豊富な知識・経験を有しております。

2021年4月からは、当社代表取締役副社長執行役員コーポレート本部長に就任しております。

取締役会において重要事項を審議・決定するとともに、他の取締役及び執行役員の職務執行の状況の監督に十分な役割を果たしており、また取締役として、高い倫理観・公正性などの人格的要素も十分に備えており、引き続き取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたしました。

候補者番号

4



たむら ひさし
田村 富志
(1960年10月26日生)

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1984年 4月 当社入社
2010年 7月 当社三重営業部長
2012年 4月 当社執行役員
2014年 4月 当社名古屋営業部長
2015年 4月 当社常務執行役員
2016年 4月 当社営業推進統轄部長
2016年 6月 当社取締役(現任)
2017年 4月 当社営業本部副本部長兼営業推進統轄部長
2020年 4月 当社専務執行役員卸事業本部長(現任)

所有する当社株式の数

11,192 株

取締役会への出席状況

22/22 回

取締役候補者とした理由

長年にわたり営業部門の業務に携わる等、当社事業に対する豊富な知識・経験を有しております。

2020年4月からは、当社取締役専務執行役員卸事業本部長に就任しております。取締役会において重要事項を審議・決定するとともに、他の取締役及び執行役員の職務執行の状況の監督に十分な役割を果たしており、また取締役として、高い倫理観・公正性などの人格的要素も十分に備えており、引き続き取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたしました。

候補者番号

5



たかはし ちえ
高橋 智恵
(1967年8月17日生)

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2000年 4月 当社入社
2015年 4月 当社薬事管理部長
2017年 2月 当社コーポレートコミュニケーション部長
2019年 2月 当社薬事統轄室長
2020年 4月 当社執行役員薬事・内部統制・監査担当兼薬事統轄室長(現任)
2020年 6月 当社取締役(現任)

所有する当社株式の数

2,411 株

取締役会への出席状況

17/17 回

取締役候補者とした理由

長年にわたり薬事部門の業務に携わる等、当社事業に対する豊富な知識・経験を有しております。

2020年6月からは、当社取締役執行役員薬事・内部統制・監査担当兼薬事統轄室長に就任しております。

取締役会において重要事項を審議・決定するとともに、他の取締役及び執行役員の職務執行の状況の監督に十分な役割を果たしており、また取締役として、高い倫理観・公正性などの人格的要素も十分に備えており、引き続き取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたしました。

候補者番号

6

(社外取締役)



うすい やすのり
薄井 康紀
 (1953年11月3日生)

再任
独立役員
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1976年 4月 厚生省(現 厚生労働省) 入省
 2006年 9月 厚生労働省政策統括官(社会保障担当)
 2008年 7月 社会保険庁総務部長・日本年金機構設立準備事務局長
 2010年 1月 日本年金機構副理事長
 2013年12月 厚生労働省退職
 2015年12月 日本年金機構副理事長退任
 2016年 6月 当社社外取締役(現任)

所有する当社株式の数
0 株
取締役会への出席状況
22/22 回
社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

長年にわたり厚生労働行政に携わった豊富な知識・経験を有しております。2016年6月からは、当社社外取締役として独立かつ中立の立場から客観的に、取締役会において重要事項を審議・決定するとともに、他の取締役及び執行役員の職務執行の状況の監督に十分な役割を果たしており、また取締役として、高い倫理観・公正性などの人格的要素も十分に備えており、引き続き社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたしました。

社外取締役として果たすことが期待される役割は、上記理由と同様であります。なお、薄井康紀氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記理由により社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたしました。

候補者番号

7

(社外取締役)



さむら しげいち
茶村 俊一
(1946年1月31日生)

新任

独立役員

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1969年 3月 株式会社松坂屋(現 株式会社大丸松坂屋百貨店)入社
1999年 5月 同社取締役名古屋事業部長兼名古屋店長
2002年 5月 同社代表取締役専務名古屋事業部長兼名古屋店長
2006年 5月 同社代表取締役社長執行役員
2006年 9月 株式会社松坂屋ホールディングス(現 J.フロントリテイリング株式会社)代表取締役社長
2007年 9月 J.フロントリテイリング株式会社取締役
2010年 3月 同社代表取締役社長
2013年 4月 同社代表取締役会長
2016年 6月 中部日本放送株式会社社外取締役(現任)
2020年 6月 J.フロントリテイリング株式会社特別顧問(現任)

所有する当社株式の数

0株

【重要な兼職】

中部日本放送株式会社社外取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

百貨店業界を中心に、長年にわたり企業経営に携わった豊富な経験を有しております。また、財界でも要職を歴任され、その豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に活かすことに加えて、経営全般への監督機能の強化を図るため、社外取締役として新たに選任をお願いするものであります。社外取締役として果たすことが期待される役割は、上記理由と同様であります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 各候補者の所有する当社の株式数には、スズケングループ役員持株会における持分数を含めておりません。
3. 薄井康紀、茶村俊一の両氏は、社外取締役候補者であります。
4. 当社は、薄井康紀氏を東京証券取引所、名古屋証券取引所及び札幌証券取引所の各規則に定める独立役員として届け出ており、同氏の選任が承認された場合、引続き独立役員とする予定であります。茶村俊一氏の選任が承認された場合、同氏を独立役員とする予定です。
5. 薄井康紀氏は、現在当社の社外取締役であります。その在任期間は本総会終結の時をもって5年です。
6. 当社は、会社法第427条第1項及び当社の定款の規定に基づき、薄井康紀氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。薄井康紀氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。茶村俊一氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、会社の役員としての業務につき行った行為に起因して、保険期間中に損害賠償請求されたことによって被る損害を当該保険契約により補填することとしております。候補者全員は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
8. 当社では、2020年12月に独立行政法人地域医療機能推進機構(JCHO)の入札に関する独占禁止法違反容疑について、公正取引委員会から刑事告発を受け、同日、東京地方検察庁より起訴されました。当該事実については、2019年11月に当局の立入検査があったことを契機に発覚し、薄井康紀氏は、当該事実が判明するまでこれを認識しておりませんが、日頃から法令遵守の視点に立った提言等を行っており、また、当該事実の判明後は、取締役会を通じて、調査への協力、原因究明、再発防止策の策定をはじめとする執行部の取組みについて注視し、取締役会等において適宜意見を申し述べるなど、その職責を果たしております。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案は監査役会の同意を得ております。

また、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位	候補者属性	
1	うえだ けいすけ 上田 圭祐	社外取締役	新任	独立役員
2	いわたに としあき 岩谷 敏昭	社外取締役	新任	独立役員
3	おがさわら たけし 小笠原 剛		新任	独立役員

候補者番号

1

(社外取締役)

新任

独立役員



うえだ けいすけ
上田 圭祐
(1942年1月18日生)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1962年10月 公認会計士五領田元男事務所入所
1966年 4月 公認会計士登録
1968年12月 監査法人丸の内会計事務所(現 有限責任監査法人トーマツ)入所
同所代表社員
1972年12月 公益財団法人日比科学技術振興財団監事(現任)
1998年 4月 財団法人越山科学技術振興財団監事(現任)
2000年 4月 財団法人越山科学技術振興財団監事(現任)
2001年 5月 監査法人トーマツ(現 有限責任監査法人トーマツ)本部経営会議議長
2001年10月 公益財団法人三甲美術館監事(現任)
2006年 4月 公認会計士上田圭祐事務所開業(現在)
2006年 9月 監査法人トーマツ地区相談役
2012年 1月 同法人地区相談役退任
2012年 6月 当社社外取締役(現任)

【重要な兼職】
公認会計士

所有する当社株式の数

0株

取締役会への出席状況

22/22回

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

公認会計士としての高度な専門的知識及び見識を有しております。
2012年6月からは、当社社外取締役として独立かつ中立の立場から客観的に、取締役会において重要事項を審議・決定するとともに、他の取締役及び執行役員の職務執行の状況の監督に十分な役割を果たしており、また取締役として、高い倫理観・公正性などの人格的要素も十分に備えており、監査等委員である社外取締役として職務執行の監督等に十分な役割を果たすことができるものと判断いたしました。
社外取締役として果たすことが期待される役割は、上記理由と同様であります。

候補者番号

2

(社外取締役)


 いわたに としあき
岩谷 敏昭

(1962年1月20日生)

新任

独立役員

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1992年 4月 弁護士登録
牛田・白波瀬法律事務所入所
- 1994年 6月 当社社外監査役
- 2000年10月 アスカ法律事務所開業(現在)
- 2001年 9月 弁理士登録
- 2009年 4月 甲南大学法科大学院教授(現任)
- 2013年 4月 大阪大学大学院高等司法研究科招聘教授(現任)
- 2013年 5月 大阪大学知的財産センター(現 知的基盤総合センター)特任教授(現任)
- 2015年 6月 当社社外取締役(現任)

【重要な兼職】

弁護士 弁理士

所有する当社株式の数

0株

取締役会への出席状況

22/22回

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

弁護士及び弁理士としての高度な専門的知識及び見識を有しております。2015年6月からは、当社社外取締役として独立かつ中立の立場から客観的に、取締役会において重要事項を審議・決定するとともに、他の取締役及び執行役員の職務執行の状況の監督に十分な役割を果たしており、また取締役として、高い倫理観・公正性などの人格的要素も十分に備えており、監査等委員である社外取締役として職務執行の監督等に十分な役割を果たすことができるものと判断いたしました。

社外取締役として果たすことが期待される役割は、上記理由と同様であります。なお、岩谷敏昭氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記理由により社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたしました。

候補者番号

3

(社外取締役)



おがさわら たけし
小笠原 剛
(1953年8月1日生)

新任

独立役員

略歴、地位及び重要な兼職の状況

1977年 4月 株式会社東海銀行(現 株式会社三菱UFJ銀行) 入行
2006年 1月 株式会社三菱東京UFJ銀行(現 株式会社三菱UFJ銀行) 執行役員総合リスク管理部長
2008年 6月 同社常務取締役
2011年 5月 同社専務取締役チーフ・リスクオフィサー兼チーフ・コンプライアンス・オフィサー
2012年 6月 同社代表取締役副頭取 中部駐在
2016年 6月 同社常勤顧問
2016年 6月 トヨタ紡織株式会社社外取締役(現任)
2017年 6月 株式会社御園座代表取締役会長(現任)
2018年 6月 株式会社三菱UFJ銀行顧問(現任)
2020年 6月 タキヒヨー株式会社社外取締役(現任)

所有する当社株式の数

0 株

【重要な兼職】

トヨタ紡織株式会社社外取締役
株式会社御園座代表取締役会長
タキヒヨー株式会社社外取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

金融業界を中心に、長年にわたり企業経営に携わった豊富な経験を有しており、また、財界でも要職を歴任され、豊富な経験と幅広い見識を有しており、職務執行の監督等に十分な役割を果たすことができると考え、監査等委員である社外取締役として新たに選任をお願いするものであります。社外取締役として果たすことが期待される役割は、上記理由と同様であります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 候補者全員は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、上田圭祐、岩谷敏昭の両氏を東京証券取引所、名古屋証券取引所及び札幌証券取引所の各規則に定める独立役員として届け出ており、両氏の選任が承認された場合、引続き独立役員とする予定であります。小笠原剛氏の選任が承認された場合、同氏を独立役員とする予定であります。
4. 上田圭祐、岩谷敏昭の両氏は現在当社の社外取締役ですが、その在任期間は本総会終結の時をもって、上田圭祐氏は9年、岩谷敏昭氏は6年であります。
5. 当社は、会社法第427条第1項及び当社の定款の規定に基づき、上田圭祐、岩谷敏昭の両氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。上田圭祐、岩谷敏昭の両氏の選任が承認された場合、当社は両氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。小笠原剛氏の選任が承認された場合、当社は両氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、会社の役員としての業務につき行った行為に起因して、保険期間中に損害賠償請求されたことによって被る損害を当該保険契約により補填することとしております。候補者全員は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
7. 当社では、2020年12月に独立行政法人地域医療機能推進機構(JCHO)の入札に関する独占禁止法違反容疑について、公正取引委員会から刑事告発を受け、同日、東京地方検察庁より起訴されました。当該事実については、2019年11月に当局の立入検査があったことを契機に発覚し、上田圭祐、岩谷敏昭の両氏は、当該事実が判明するまでこれを認識しておりませんが、日頃から法令遵守の視点に立った提言等を行っており、また、当該事実の判明後は、取締役会を通じて、調査への協力、原因究明、再発防止策の策定をはじめとする執行部の取組みについて注視し、取締役会等において適宜意見を申し述べるなど、その職責を果たしております。

(ご参考)

取締役(監査等委員である取締役を除く)候補者および監査等委員である取締役候補者のスキルマトリックス

氏名	取締役/ 監査等委員	社内/ 社外	男性/ 女性	企業 経営	営業 マーケティング	ロジスティクス SCM	財務・会計	法務・ リスク管理 ・コンプライアンス	事業 開発	行政経験	他企業 経営経験 ※国際経験含む
別所 芳樹	取締役	社内	男性	★			★	★			
宮田 浩美	取締役	社内	男性	★	★	★			★		
浅野 茂	取締役	社内	男性			★	★	★	★		
田村 富志	取締役	社内	男性		★	★					
高橋 智恵	取締役	社内	女性					★			
薄井 康紀	取締役	社外	男性							★	
茶村 俊一	取締役	社外	男性		★						★
上田 圭祐	監査等委員	社外	男性				★				
岩谷 敏昭	監査等委員	社外	男性					★			
小笠原 剛	監査等委員	社外	男性				★	★			★

※各取締役候補者に特に期待する分野を最大4つ記載しており、記載していない分野の知見を持たないことを表すものではありません。

第4号議案

補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項の規定に基づき、補欠の監査委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。



(社外取締役)

独立役員

うすい やすのり
薄井 康紀
(1953年11月3日生)

略歴、地位及び重要な兼職の状況

1976年 4月 厚生省(現 厚生労働省) 入省
2006年 9月 厚生労働省政策統括官(社会保障担当)
2008年 7月 社会保険庁総務部長・日本年金機構設立準備事務局長
2010年 1月 日本年金機構副理事長
2013年12月 厚生労働省退職
2015年12月 日本年金機構副理事長退任
2016年 6月 当社社外取締役(現任)

所有する当社株式の数

0株

取締役会への出席状況

22/22回

補欠の社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

長年にわたり厚生労働行政に携わった豊富な知識・経験を有しております。2016年6月からは、当社社外取締役として独立かつ中立の立場から客観的に、取締役会において重要事項を審議・決定するとともに、他の取締役及び執行役員職務執行の状況の監督に十分な役割を果たしており、また取締役として、高い倫理観・公正性などの人格的要素も十分に備えており、監査等委員である社外取締役として職務執行の監督等に十分な役割を果たすことができると判断いたしました。

社外取締役として果たすことが期待される役割は、上記理由と同様であります。なお、薄井康紀氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記理由により監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたしました。

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 薄井康紀氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
3. 薄井康紀氏は、第2号議案が原案通り承認された場合、取締役(監査等委員である取締役を除く)に就任する予定ですが、当社が法令に定める監査等委員である取締役の員数(3名)を欠く場合、同氏は取締役(監査等委員である取締役を除く)を辞任し、監査等委員である取締役に就任する予定であります。
4. 薄井康紀氏は、現在当社の社外取締役であります。その在任期間は本総会終了の時をもって5年です。
5. 当社は、薄井康紀氏を東京証券取引所、名古屋証券取引所及び札幌証券取引所の各規則に定める独立役員として届け出ており、同氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合、引続き独立役員とする予定であります。
6. 当社は、会社法第427条第1項及び当社の定款の規定に基づき、薄井康紀氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。薄井康紀氏が監査等委員である取締役に就任した場合、当社は同氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。
7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、会社の役員としての業務につき行った行為に起因して、保険期間中に損害賠償請求されたことによって被る損害を当該保険契約により補填することとしております。薄井康紀氏は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
8. 当社では、2020年12月に独立行政法人地域医療機能推進機構(JCHO)の入札に関する独占禁止法違反容疑について、公正取引委員会から刑事告発を受け、同日、東京地方検察庁より起訴されました。当該事実については、2019年11月に当局の立入検査があったことを契機に発覚し、薄井康紀氏は、当該事実が判明するまでこれを認識しておりませんでした。日頃から法令遵守の視点に立った提言等を行っており、また、当該事実の判明後は、取締役会を通じて、調査への協力、原因究明、再発防止策の策定をはじめとする執行部の取組みについて注視し、取締役会等において適宜意見を申し述べるなど、その職責を果たしております。

第5号議案

取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬等の額設定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2006年6月29日開催の当社第60期定時株主総会において、年額600百万円以内と決議いただき今日に至っておりますが、当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員会設置会社への移行後の取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬等の額を、あらためて年額600百万円以内(うち社外取締役分年額60百万円以内)とさせていただきたいと存じます。

また、各取締役(監査等委員である取締役を除く)に対する具体的金額、支給の時期、方法等につきましては、取締役会の決議によることといたしたいと存じます。

本議案は、専門性のある外部調査機関が行う当社と同水準の時価総額を有する企業を対象にした役員報酬調査の結果を参考に社外役員が委員の過半数を占める「指名・報酬委員会」にて、適切な水準・体系であるかを検証・審議したうえで決定しており、相当であるものと判断しております。役員報酬等の内容の決定に関する方針等の詳細につきましては、招集ご通知39頁から42頁をご参照ください。

現在の取締役は10名(うち社外取締役3名)ですが、第1号議案「定款一部変更の件」および第2号議案「取締役(監査等委員である取締役を除く)7名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役(監査等委員である取締役を除く)は7名(うち社外取締役2名)となります。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第6号議案

監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員会設置会社へ移行後の監査等委員である取締役の報酬等の額を、年額120百万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

また、各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期、方法等につきましては、監査等委員である取締役の協議によることといたしたいと存じます。

本議案に係る報酬等の額は、監査等委員である取締役の職責に照らして相当であると判断しております。

第1号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は3名となります。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として効力を生じるものといたします。

第7号議案

取締役(執行役員を兼務しない取締役および監査等委員である取締役、社外取締役を除く)に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

当社は、取締役(社外取締役を除く)が、株価変動のメリットとリスクを株主の皆さまと共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、取締役(社外取締役を除く)に対し、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等のために服する当社普通株式(以下、「譲渡制限付株式」という)を割り当てる「業績連動型株式報酬制度」(譲渡制限付株式報酬制度)について、2017年6月28日開催の当社第71期定時株主総会において、株主の皆さまのご承認をいただき導入いたしました。当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員会設置会社への移行に伴い、取締役(執行役員を兼務しない取締役および監査等委員である取締役、社外取締役を除く。以下「対象取締役」という)に対する譲渡制限付株式に関する報酬等の額について、株価変動のメリットとリスクを株主の皆さまと共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を一層高めることを目的に、移行前から年額30百万円増額した年額90百万円以内として設定したいと存じます。

なお、譲渡制限付株式としての当該報酬等の額は、第5号議案でご承認いただく予定の報酬等の額(年額600百万円以内)の範囲内にて設定するものであります。

本議案は、専門性のある外部調査機関が行う当社と同水準の時価総額を有する企業を対象にした役員報酬調査の結果を参考にし、社外役員が委員の過半数を占める「指名・報酬委員会」にて、適切な水準・体系であるかを検証・審議したうえで決定しており、相当であるものと判断しております。役員報酬等の内容の決定に関する方針等の詳細につきましては、招集通知39頁から42頁をご参照ください。

現在の取締役(社外取締役を除く)は7名であり、第1号議案および第2号議案のご承認が得られた場合の本議案の対象取締役は5名となります。

また、各対象取締役への具体的な支給時期および配分につきましては、取締役会の決議によることとしたいと存じます。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として効力を生じるものといたします。

記

対象取締役に対する譲渡制限付株式の具体的な内容及び数の上限

1. 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、対象取締役に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していること及び下記3.に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

2. 譲渡制限付株式の総数

対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数60,000株を、各事業年度において割り当てる譲渡

制限付株式の数の上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む)又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

3. 譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

(1) 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、20年間から30年間までの間で当社取締役会が定める期間(以下、「譲渡制限期間」という)、当該譲渡制限付株式につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない。

(2) 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役、執行役員又は参事のいずれの地位からも退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当該取締役が割り当てられた譲渡制限付株式(以下、「本割当株式」という)を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記(1)の譲渡制限期間が満了した時点において下記(3)の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役、執行役員又は参事のいずれかの地位にいたることを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該対象取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役、執行役員又は参事のいずれの地位からも退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4) 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会)で承認された場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(ご参考)

当社は、本株主総会終結の時以降、上記の譲渡制限付株式と同様の譲渡制限付株式を、当社の執行役員に対し、割り当てる予定です。

以上

(添付書類)

事業報告 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 企業集団の事業の経過及びその成果

当連結会計年度においては、世界的な新型コロナウイルス感染症の感染拡大が、各国の社会・経済に甚大な影響を与えました。

わが国経済においても、政府による緊急事態宣言の発出に伴い経済活動が大きく抑制されました。緊急事態宣言解除後は、段階的な経済活動の再開が進められていたものの、2021年1月から3月にかけて1都2府8県を対象として、再び緊急事態宣言が発出・解除され、更に4月には3回目の緊急事態宣言が1都2府1県に発出されるなど、依然として感染拡大の終息時期が見通せない情勢から、景気の先行きについては予断を許さない状況が続いております。

当社グループにおける新型コロナウイルス感染症対応については、お得意さまや当社グループ社員の健康に配慮したうえで、緊急事態宣言の拡大状況や感染者数の推移などを注視しつつ、感染予防対策に万全を期してまいりました。引き続き医薬品等の安定供給に取り組み、企業の社会的責任を果たしてまいります。

そのようななか、当社グループは、2023年3月期を最終年度とする3カ年の中期成長戦略「May I “health” you? 5.0」を策定し、健康創造領域で社会に貢献する企業として、より一層、既存事業を進化させていくと同時に、日本が目指す新たなデジタル社会である「Society 5.0」において、社会の課題を解決できる新たな事業展開を目指し、更なる企業価値向上に取り組んでおります。

当連結会計年度においては、希少疾病薬や再生医療等製品を含むスペシャリティ医薬品の流通モデル構築、およびMS(※1)の活動による新たな収益モデル構築に向け、多様な企業との協業を進め、「取引」から「取組」によるフィー獲得モデルへの転換を進めてまいりました。

具体的には、医療流通プラットフォームの構築に向けて、スペシャリティ医薬品トレーサビリティシステムである「キュービックス」を全国の地域中核病院などへ導入し、医薬品の流通品質向上に取組んでまいりました。加えて、再生医療等製品の流通において、当社グループの持つ機能や医療流通プラットフォームを評価いただき、ノバルティスファーマ株式会社の脊髄性筋萎縮症(SMA)に対する遺伝子治療用製品「ゾルゲンスマ®点滴静注」(※2)の日本国内における流通を受託いたしました。

また、新たに医療情報プラットフォームの構築に向け、2020年4月にUbie株式会社と資本業務提携を行うとともに、Ubie株式会社が開発した新型コロナウイルス感染症に対応した医療機関向け問診サービス「AI問診Ubie」(※3)の共同展開を実施いたしました。5月にはサスメド株式会社と資本業務提携を行い、データ改ざんやなりすまし防止といったブロックチェーン技術やAI自動分析システムなど同社のデジタル医療基盤を活用し、スズケングループが展開する治験薬物流やキュービックスCT(治験版キュービックス)の相互連携による新たな治験関連ビジネスの開発・展開を推進してまいりました。加えて11月には、現場の医療者目線で「医療DXプラットフォーム」の構築および推進を行うドクターズ株式会社と資本業務提携を行いました。

更に、2021年3月には、2020年2月に資本業務提携を行いましたエンブレース株式会社の子会社化(2021年4月1日付)を決議いたしました。エンブレース株式会社は、医療介護専用SNSである「メ

ディカルケアステーション (Medical Care Station) (※4) の運営と、メディカルケアステーションを活用したプラットフォーム事業などを展開し、これまで全国200以上の医師会をはじめ、約13万人の医療従事者にご利用いただいております。

今後、既に提携している企業とともに、コラボレーションによるDX事業構築を更に加速させ、革新的なサービスや情報ビジネスを推進し、製薬企業や医療機関、保険薬局、患者さまへの新たな価値の提供を目指してまいります。

当連結会計年度の業績につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う受診抑制の影響により売上高伸長が抑制されたこと、コロナ禍におけるお得意さまの経営状況が厳しさを増すなか、医薬品卸売事業においてお得意さまからの価格引下げ要求が厳しさを増したことなどにより売上総利益率が低下いたしました。

なお、コーポレートガバナンス・コードに基づき、当社グループの保有する政策保有株式の保有意義の検証・縮減に取り組み、当社グループ保有の投資有価証券27銘柄を売却した結果、投資有価証券売却益709百万円、投資有価証券売却損8百万円を2021年3月期第4四半期連結会計期間に特別損益として計上いたしました。

独占禁止法違反事件については、今後発生しうる損失額を見積り、独占禁止法関連損失として3,499百万円を特別損失に計上いたしました。また、当社連結子会社において事業再構築を実施した結果、事業再構築損失として2,363百万円を2021年3月期第4四半期連結会計期間に特別損失に計上いたしました。

それらの結果、売上高は2兆1,282億18百万円(前期比3.9%減)、営業利益は91億56百万円(前期比71.9%減)、経常利益は182億72百万円(前期比55.9%減)、親会社株主に帰属する当期純利益は78億95百万円(前期比72.0%減)となりました。

※1 MS (Marketing Specialist)

医薬品卸売業の営業担当者のこと。

医療機関・保険薬局等を訪問し、医薬品の紹介、商談、情報の提供や収集を行います。

※2 「ゾルゲンスマ[®]点滴静注」

ゾルゲンスマは、脊髄性筋萎縮症 (SMA) の原因遺伝子であるヒト運動神経細胞生存 (Survival Motor Neuron: SMN) タンパク質をコードする遺伝子を組み込んだ、野生型アデノ随伴ウイルス9型 (AAV9) を利用した遺伝子治療用ベクター製品です。2020年3月19日に、[SMA (臨床所見は発現していないが、遺伝子検査によりSMAの発症が予測されるものも含む) ただし、抗AAV9抗体が陰性の患者に限る] を適応として、厚生労働省より製造販売承認を取得しています。

※3 「AI問診Ubie」

従来の医療機関が使用してきた紙の問診票のかわりにタブレットを活用した医療機関向け問診サービスです。約5万件の医学論文から抽出されたデータに基づき、約3,500種類の質問データからAIが最適な項目を抽出し、タブレットで20個前後の質問を表示します。1,000近い病名から関連性のある複数の病名を病名辞典より表示します。患者さまの入力データは即時に電子カルテに送信され、電子カルテに記載を行う事務作業が大幅に削減されることから業務の効率化や医師の働き方改革にも繋がり、より患者さまに向き合い、診療に集中できるようになります。

※4 医療介護専用SNS [メディカルケアステーション (MCS)]

MCSは完全非公開型 医療介護専用SNSです。病院、クリニック、薬局、介護施設などで働く医療介護者の多職種連携や患者・家族とのコミュニケーションツールとして、全国の医師会をはじめ、全国各地の医療介護の現場でご利用いただいております。

・MCSのご紹介 : <https://www.medical-care.net>

・活用事例のご紹介: <https://post.medicalcare-station.com>

セグメント別の業績は次のとおりであります。

(注)セグメント別の売上高には、セグメント間の内部売上高を含んでおります。

医薬品卸売事業

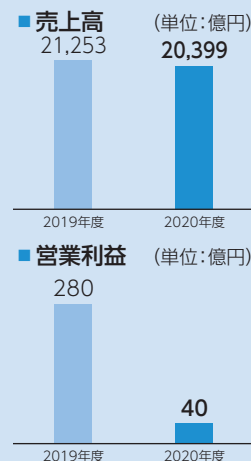
医療用医薬品市場は、抗悪性腫瘍剤の市場拡大やスペシャリティ医薬品等の新薬が寄与したものの、薬価改定および後発医薬品使用促進、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う受診抑制の影響などによりマイナス成長であったものと推測しております。

そのようななか、売上高は、スペシャリティ医薬品をはじめとする新薬の販売増加があったものの、市場縮小の影響などにより減収となりました。

営業利益は、販売費及び一般管理費の抑制に努めたものの、減収の影響およびコロナ禍におけるお得意さまの経営状況が厳しさを増すなか、お得意さまからの価格引下げ要求が厳しさを増したことなどにより売上総利益率が低下し、大幅な減益となりました。

これらの結果、売上高は2兆399億54百万円(前期比4.0%減)、営業利益は40億93百万円(前期比85.4%減)となりました。

(ご参考)



医薬品製造事業

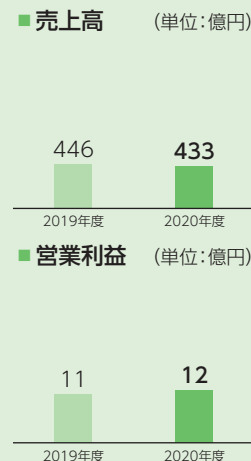
売上高は、2型糖尿病治療剤「メトアナ配合錠」の早期売上最大化に向け取り組むとともに、DPP-4阻害剤「スイニー錠」や高尿酸血症・痛風治療剤「ウリアデック錠」などを中心にWebを活用した販売促進に努めたものの、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う受診抑制の影響、および糖尿病食後過血糖改善剤「セイブル錠」の後発医薬品の影響などにより減収となりました。

営業利益は、減収の影響があったものの、販売費及び一般管理費の抑制などにより増益となりました。

これらの結果、売上高は433億63百万円(前期比3.0%減)、営業利益は12億87百万円(前期比9.0%増)となりました。

なお、2020年8月25日、開発コードSK-1403について、血液透析下における二次性副甲状腺機能亢進症の治療薬として、厚生労働省に製造販売承認申請いたしました。

(ご参考)



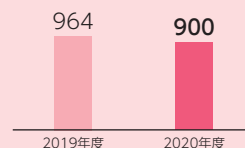
保険薬局事業

売上高は、調剤報酬改定や薬価改定の影響および新型コロナウイルス感染症拡大に伴う受診抑制による処方箋受付枚数の減少などにより減収となりました。

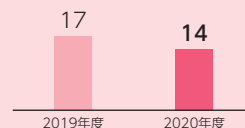
営業利益は、販売費及び一般管理費の抑制に努めたものの、減収の影響などにより減益となりました。

これらの結果、売上高は900億90百万円(前期比6.6%減)、営業利益は14億53百万円(前期比16.3%減)となりました。

(ご参考)
■売上高 (単位:億円)



■営業利益 (単位:億円)



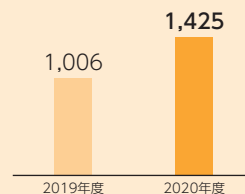
医療関連サービス等事業

売上高は、主に、メーカー支援サービス事業(医薬品メーカー物流受託・希少疾病薬流通受託)の受託が増加したことなどにより増収となりました。

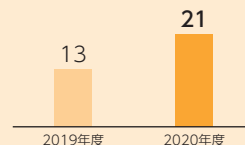
営業利益は、メーカー支援サービス事業における増収効果や介護事業の利用者増加などにより増益となりました。

これらの結果、売上高は1,425億99百万円(前期比41.6%増)、営業利益は21億84百万円(前期比60.2%増)となりました。

(ご参考)
■売上高 (単位:億円)



■営業利益 (単位:億円)



(2) 企業集団の設備投資及び資金調達の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は、81億84百万円であり、その主なものは、医薬品卸売事業における事業所の建替およびシステムの拡充であります。

なお、当連結会計年度の所要資金は自己資金で賄いました。

(3) 企業集団の対処すべき課題

1. 新中期成長戦略

当社グループを取り巻く環境は、規制緩和の促進、異業種の参入、デジタル化の進展などにより、想定を超えるスピードで大きく変化しており、今まさに大きな転換期にあると認識しております。当社グループは、このような環境変化に対応するため、新しいビジネスモデルの構築に取り組む一方、低コスト経営の実現に向けて取り組みを進めてまいりました。

そのようななか、当社グループは、健康創造領域で社会に貢献する企業として、より一層、既存事業を進化させていくと同時に、日本が目指す新たなデジタル社会である「Society 5.0」において、社会の課題を解決できる新たな事業展開を目指すとの考えのもと、2022年度を最終年度とする新中期成長戦略「May I “health” you? 5.0」を策定いたしました。

今後、スズケングループが一体となって、それぞれの戦略骨子としている「第3の創業に向けた新事業の立ち上げ」、「各事業の成長と事業間シナジーの発揮」、「更なる筋肉質化」に取り組み、中期ビジョンにおける3つの「One」の実現、そしてそれぞれの「One」を連動して機能させることにより、更なる企業価値向上を目指してまいります。

<中期ビジョン1> Only One 「第3の創業に向けた新事業の立ち上げ」

- ① デジタル化時代の新たなビジネスモデルの構築
- ② 地域医療貢献ビジネスモデルの追求
- ③ プロダクトポートフォリオの拡充

<中期ビジョン2> As One 「各事業の成長と事業間シナジーの発揮」

- ① 医薬品卸売のビジネスモデル再構築
- ② カテゴリー変化に対応した2つの流通モデルの確立
- ③ 医薬品製造セグメントの事業改革
- ④ 保険薬局事業の成長
- ⑤ 介護事業の成長と黒字化
- ⑥ 中国・韓国事業の更なる強化

<中期ビジョン3> One point improvement 「更なる筋肉質化」

- ① 医薬品卸売オペレーションの抜本的な構造改革
- ② グループ間接機能の共同化
- ③ グループ本社機能の適正化

2. 独占禁止法違反事件への対応

当社は、独立行政法人地域医療機能推進機構（JCHO）の入札に関する独占禁止法違反について、公正取引委員会による刑事告発を受け、また、東京地方検察庁により公訴を提起されました。

当社は、今回の一連の事態を厳粛に受け止め、これまで実施してきたコンプライアンス遵守の施策に加え、新たな再発防止策を実施し、今後、独占禁止法違反に関する被疑を受けることのないよう取り組んでまいります。

当社グループは、「コンプライアンスは行動の最上位にある」を掲げ、従業員一人一人のコンプライアンス意識のさらなる醸成に努め、社内ガバナンス体制の強化を図り信頼回復に努めてまいります。

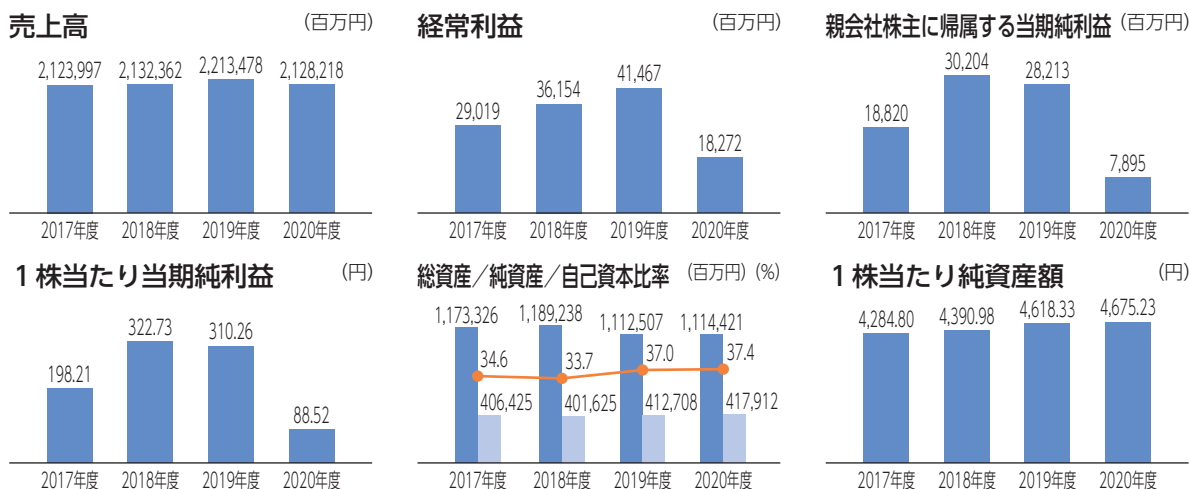
株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(4) 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	2017年度 第72期	2018年度 第73期	2019年度 第74期	2020年度 第75期 (当連結会計年度)
売上高	2,123,997 <small>百万円</small>	2,132,362 <small>百万円</small>	2,213,478 <small>百万円</small>	2,128,218 <small>百万円</small>
経常利益	29,019 <small>百万円</small>	36,154 <small>百万円</small>	41,467 <small>百万円</small>	18,272 <small>百万円</small>
親会社株主に帰属する当期純利益	18,820 <small>百万円</small>	30,204 <small>百万円</small>	28,213 <small>百万円</small>	7,895 <small>百万円</small>
1株当たり当期純利益	198.21 <small>円 銭</small>	322.73 <small>円 銭</small>	310.26 <small>円 銭</small>	88.52 <small>円 銭</small>
総資産	1,173,326 <small>百万円</small>	1,189,238 <small>百万円</small>	1,112,507 <small>百万円</small>	1,114,421 <small>百万円</small>
純資産	406,425 <small>百万円</small>	401,625 <small>百万円</small>	412,708 <small>百万円</small>	417,912 <small>百万円</small>
1株当たり純資産額	4,284.80 <small>円 銭</small>	4,390.98 <small>円 銭</small>	4,618.33 <small>円 銭</small>	4,675.23 <small>円 銭</small>
自己資本比率	34.6 <small>%</small>	33.7 <small>%</small>	37.0 <small>%</small>	37.4 <small>%</small>

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数により算出しております。
 2. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式数により算出しております。
 3. 第73期より、「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を適用しており、第72期については当該会計基準等を反映した遡及適用後の数値を記載しております。

(ご参考)



(5) 重要な子会社の状況(2021年3月31日現在)

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
	百万円	%	
株式会社三和化学研究所	2,101	100.00	医薬品等の製造・販売
株式会社サンキ	1,081	100.00	医薬品等の販売
株式会社アステイス	946	100.00	医薬品等の販売
株式会社翔薬	880	100.00	医薬品等の販売
株式会社スズケン沖縄薬品	12	100.00	医薬品等の販売
ナカノ薬品株式会社	94	100.00	医薬品等の販売
株式会社スズケン岩手	97	100.00	医薬品等の販売
株式会社ファーコス	382	100.00 (100.00)	医薬品等の調剤

(注) 1. 上記の重要な子会社 8 社を含む連結子会社は 45 社であります。
 2. 出資比率の()内は、間接出資比率で内数であります。

(6) 企業集団の主要なセグメント(2021年3月31日現在)

医薬品卸売事業……………医薬品、診断薬、医療機器・材料等を販売する事業
 医薬品製造事業……………医薬品、診断薬等を製造する事業
 保険薬局事業……………医療機関からの処方箋に基づき調剤を行う事業

(7) 企業集団の主要拠点等(2021年3月31日現在)

- ① 当社本社 名古屋市東区東片端町 8 番地
- ② 営業拠点
 - 当社 名古屋市東区他 163 支店
 - 株式会社サンキ 広島市西区他
 - 株式会社アステイス 愛媛県松山市他
 - 株式会社翔薬 福岡市博多区他
 - 株式会社スズケン沖縄薬品 沖縄県島尻郡南風原町他
 - ナカノ薬品株式会社 栃木県宇都宮市他
 - 株式会社スズケン岩手 岩手県盛岡市他
 - 株式会社ファーコス 東京都千代田区他
- ③ 生産拠点
 - 株式会社三和化学研究所 名古屋市東区他

(8) 企業集団の使用人の状況(2021年3月31日現在)

区 分	使用人数	前期末比増減 (△は減少)
医薬品卸売事業	9,574	△ 233
医薬品製造事業	959	△ 154
保険薬局事業	3,097	△ 81
医療関連サービス等事業	1,411	32
合 計	15,041	△ 436

(注) 1. 上記使用人数は、企業集団外から企業集団への出向者を含めております。

2. 医薬品製造事業の使用人数が前期末と比べて減少しておりますが、その主な要因は、事業再構築に伴う人員の適正化の実施によるものであります。

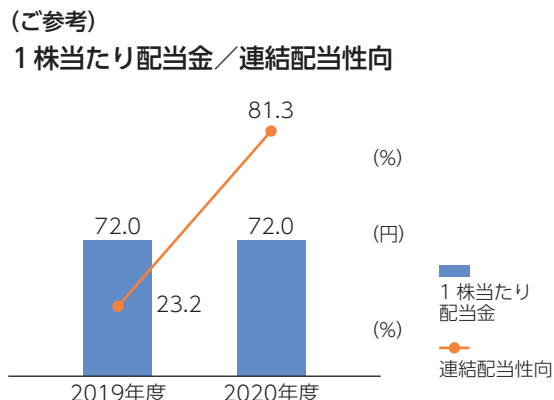
(9) 剰余金の配当等の決定に関する方針

利益配分に関する基本方針は未定ですが、安定的な配当の継続を基本に、株主還元の充実を図ることとしております。

剰余金の配当につきましては、中間配当及び期末配当の年2回の配当を基本的な方針としております。配当の決定は、会社法第459条第1項の規定に基づき、株主総会の決議によらず、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる旨を定款に定めております。

内部留保資金につきましては、当業界を取り巻く厳しい環境のなか、競争上の優位性を確保し、安定成長を維持するため、営業・物流・情報基盤の強化および新たな事業領域の拡大に配分を行ってまいります。

これらの方針に基づき、当連結会計年度の配当金につきましては、期末配当金1株当たり36円、中間配当金(1株当たり36円)を含めた通期配当金は1株当たり72円といたしました。



(注) 2019年度は、記念配当4円を含めております。

(ご参考)

当社は、2021年5月11日開催の取締役会において、株主還元方針を決議いたしました。

1. 株主還元方針の内容

当社は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、これまで株主還元方針につきましては未定とさせていただいておりましたが、株主還元の充実を図るとともに資本効率の向上へ取組む姿勢を明確にするため、中期成長戦略「May I “health” you? 5.0 ～第3の創業期～」の最終年度である2023年3月期までの2年間の平均総還元性向を設定し、取組むことといたしました。

(株主還元方針)

当社グループは、安定的な配当の継続を基本に配当を実施するとともに、自己株式の取得を実施することで、中期成長戦略「May I “health” you? 5.0 ～第3の創業期～」の最終年度である2023年3月期までの2年間の平均総還元性向を100%以上といたします。株主還元の充実を図るとともに、既存事業の強化や成長への事業投資を行うことで企業価値と資本効率の向上を目指してまいります。

2. 適用時期

2022年3月期より適用いたします。

2.会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数

普通株式 374,000,000株

(2) 発行済株式の総数

普通株式 103,344,083株

(自己株式 14,140,372株含む)

(3) 当期末株主数

10,268名

(4) 大株主

株主名簿に基づく上位10名の大株主の状況は次のとおりであります。

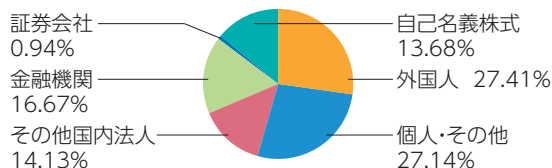
株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	6,327 ^{千株}	7.09%
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	3,449	3.86
塩野義製薬株式会社	3,256	3.65
別所芳樹	3,090	3.46
永井知佳	3,000	3.36
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE SILCHESTER INTERNATIONAL INVESTORS INTERNATIONAL VALUE EQUITY TRUST	2,669	2.99
伊澤久代	2,404	2.69
別所昌樹	2,265	2.53
スズケングループ従業員持株会	2,152	2.41
鈴木慶子	1,837	2.05

(注) 持株比率は、自己株式(14,140,372株)を控除して計算しております。

(ご参考)

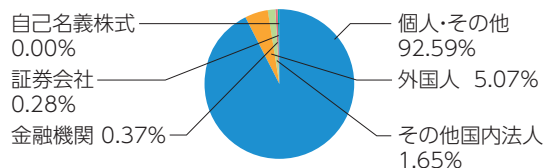
株主分布状況

所有者別株式構成状況



【発行済株式総数】 103,344,083株

所有者別株主構成状況



【株主総数】 10,268名

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株 式 数	交付対象者数
取締役(社外取締役を除く)	11,470 ^株	6 ^名

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、「3. 会社役員に関する事項 (3) 取締役及び監査役の報酬等」に記載しております。

3.会社役員に関する事項

(1)取締役及び監査役の状況(2021年3月31日現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
別所 芳 樹	取締役 最高顧問	
宮 田 浩 美	代表取締役 社長執行役員	
浅 野 茂	取締役 副社長執行役員 コーポレート本部長	
田 村 富 志	取締役 専務執行役員 卸事業本部長	
田 中 博 文	取締役 常務執行役員 ヘルスケア事業本部長	
染 谷 昭 彦	取締役 常務執行役員 卸事業本部副本部長兼製品戦略統轄部長	
高 橋 智 恵	取締役 執行役員 薬事・内部統制・監査担当兼薬事統轄室長	
上 田 圭 祐	取締役	公認会計士
岩 谷 敏 昭	取締役	弁護士・弁理士
薄 井 康 紀	取締役	
竹 田 憲 之	常勤監査役	
玉 村 充 徳	常勤監査役	
井 上 龍 哉	監査役	公認会計士・税理士 テクノホライゾン株式会社 社外監査役
村 中 徹	監査役	弁護士 株式会社カプコン 社外取締役 古野電気株式会社 社外監査役

(注) 1. 取締役 上田圭祐、岩谷敏昭及び薄井康紀の3名は、社外取締役であります。また、監査役 井上龍哉及び村中徹の2名は、社外監査役であります。

なお、社外取締役及び社外監査役は、東京証券取引所、名古屋証券取引所及び札幌証券取引所の各規則に定める独立役員として、各取引所に届け出ております。

2. 監査役 井上龍哉は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

3. 当社では、経営の意思決定・監督の機能と業務執行の機能を分離し、取締役会の活性化及び機動的な業務執行体制の構築を目的に、執行役員制度を導入しております。

執行役員は、19名で構成されており上記役員のうち、別所取締役最高顧問、上田取締役、岩谷取締役及び薄井取締役を除く取締役は執行役員を兼務しております。

4. 取締役副社長執行役員である浅野茂は、2021年4月1日付で代表取締役副社長執行役員に就任しております。

5. 当事業年度中に退任した取締役

取締役 齋藤政男 (2020年6月25日退任)

取締役 伊澤芳道 (2020年6月25日退任)

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める額であります。

(3) 取締役及び監査役の報酬等

① 当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬 (基礎報酬)	業績連動報酬等 (単年度業績連動報酬)	非金銭報酬等 (譲渡制限付株式報酬)	
取締役 (うち社外取締役)	428 (36)	218 (36)	163 (-)	46 (-)	12 (3)
監査役 (うち社外監査役)	54 (17)	54 (17)	- (-)	- (-)	4 (2)
合計 (うち社外役員)	483 (53)	272 (53)	163 (-)	46 (-)	16 (5)

- (注) 1. 上記には、2020年6月25日開催の第74期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名を含んでおります。
2. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は「②役員報酬等の内容の決定に関する方針等 二. 報酬等の額の決定方法」とおりであります。また、当事業年度における交付状況は、「2. 会社の株式に関する事項 (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。
3. 取締役の金銭報酬の額は、2006年6月29日開催の第60期定時株主総会において報酬の額として年額600百万円以内と決議しております。
当該株主総会終結時点の取締役(社外取締役を除く)の員数は、7名です。
4. 取締役の非金銭報酬の額は、2017年6月28日開催の第71期定時株主総会において、取締役(社外取締役を除く)に対する譲渡制限付株式に関する報酬等の額を年額600百万円以内、割り当てる株式数の上限を40,000株と決議しております。
当該株主総会終結時点の取締役(社外取締役を除く)の員数は、6名です。
5. 監査役の金銭報酬の額は、2006年6月29日開催の第60期定時株主総会において年額120百万円以内と決議しております。
当該株主総会終結時点の監査役の員数は、5名です。

② 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2016年6月13日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬委員会にて審議しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針等の内容は次のとおりです。

イ. 報酬の基本方針

〔基本原則〕

透 明 性：株主（投資家）や従業員をはじめとするステークホルダーに対し、説明責任を十分に果たすることができる透明性の高い報酬制度であること

公 正 性：一人ひとりの職責や成果貢献に対し、適切に反映することができる公正性の高い報酬制度であること

達成意欲：動機付け（インセンティブ）効果を高め、企業価値の持続的向上への貢献につながる報酬制度であること

ロ. 報酬ガバナンス

a. 取締役の報酬の決定については、「取締役・執行役員・参事評価内規」「取締役・執行役員・参事処遇内規」に基づき、全社業績指標及び担当部門業績指標を用いた総合的な業績評価を実施し、客観性・透明性を確保するため、取締役会の諮問機関であり社外取締役が委員の過半数を占める「指名・報酬委員会」にて審議の上、その意見を尊重し、取締役会で決議しております。

b. 具体的な報酬水準と報酬体系については、専門性のある外部調査機関が行う当社と同水準の時価総額を有する企業を対象にした役員報酬調査の結果を参考にし社外取締役が委員の過半数を占める「指名・報酬委員会」にて、適切な報酬水準・体系であるかを検証・審議したうえで、その結果を取締役に答申します。

取締役会は当該答申を十分に勘案し、報酬水準と報酬体系を決定するものとします。

ハ. 報酬の体系

a. 取締役の報酬体系は、「固定報酬」と「業績連動報酬」の2区分を設けております。

報酬の比率は、業績連動報酬を高く設定し、業績結果を反映しております。

報酬体系については、固定報酬となる取締役最高顧問および社外取締役を除く全取締役で同一としております。

b. 「固定報酬」は定額とし、「代表権報酬」「取締役報酬」「執行役員報酬」の3種類で構成します。

- c. 「業績連動報酬」は2種類で構成し、
- i. 短期インセンティブとしての「単年度業績連動報酬」を設定しております。
 具体的には下記にて構成されます。
 - ・業績目標によって決定する「個別業績評価報酬」
 - ・連結経常利益に一定率を乗じて決定する「経常利益連動報酬」
 - ii. 中長期インセンティブとして「譲渡制限付株式報酬」を設定しております。

報酬項目		支給目的	支給対象者	支給内容	変動有無
固定報酬	基礎報酬 代表権報酬	代表取締役としての役割・責任に対し支給	代表取締役	一律額	定額
	取締役報酬	取締役としての経営監督・意思決定役割に対し支給	全取締役	一律額	定額
	執行役員報酬	業務執行の役割に対し支給	執行役員を兼務する取締役	役位別金額	定額
業績連動報酬	単年度業績連動報酬 個別業績評価報酬	業務執行の結果およびプロセスに対し支給	執行役員を兼務する取締役	役位別金額	変動(個別業績評価結果)
	経常利益連動報酬	全社業績責任に対し支給	執行役員を兼務する取締役	役位別一定割合	変動(連結経常利益額)
	譲渡制限付株式報酬	会社の持続的な成長に向けたインセンティブとして支給	執行役員を兼務する取締役	一律割合	金銭報酬の一定割合

※取締役最高顧問、社外取締役の「取締役報酬」は個別の額としています。

二. 報酬等の額の決定方法

各取締役の個人別の報酬等の額の決定方法は、以下のとおりです。

報酬等の種類	決定方法等
基本報酬 (基礎報酬)	役位等を基準に、内規等に基づき決定した額を毎月支給します。
業績連動報酬等 (単年度業績連動報酬)	「個別業績評価報酬」は、前年度の業績評価の結果にもとづき、取締役個人ごとに報酬年額を決定します。 業績評価は、「全社業績」「担当部門業績」の2区分について評価を実施しております。「全社業績」の目標については、中期経営計画の実現にもっとも効果的に寄与する項目を、指名・報酬委員会が審議し、取締役会で決議しております。当年度の「全社業績」の目標は、医療用医薬品マーケットシェア、連結売上高、連結経常利益率の目標を定め、連結業績予想を基準とした評価を実施しております。 「担当部門業績」については、部門ごとの役割・責任に応じた業績指標を設定しております。「経常利益連動報酬」は、連結経常利益に役位ごとの率を乗じて報酬年額を決定します。
非金銭報酬等 (譲渡制限付株式報酬)	各々の評価結果を反映した金銭報酬に定率を乗じた額を譲渡制限付株式に関する金銭報酬債権として支給します。そして、金銭報酬債権の全額を現物出資の方法で給付することにより、一定期間(20年から30年間までの間で当社取締役会が定める期間)が付された譲渡制限付株式を割当支給します。

ホ. 報酬を与える時期

上記ハ. 報酬の体系に記載の報酬を与える時期は、以下のとおりです。

報酬等の種類	報酬を与える時期
基本報酬（基礎報酬）	報酬年額を月割にし、月例支給します。
業績連動報酬等（単年度業績連動報酬）	報酬年額を月割にし、月例支給します。
非金銭報酬等（譲渡制限付株式報酬）	毎年1回、一定の時期に支給します。

(4) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
 - イ. 井上監査役は、テクノホライズン株式会社の社外監査役を兼務しております。なお、当社とテクノホライズン株式会社との間に取引関係はありません。
 - ロ. 村中監査役は、株式会社カプコンの社外取締役及び古野電気株式会社の社外監査役を兼務しております。なお、当社と株式会社カプコン及び古野電気株式会社との間に取引関係はありません。
 - ハ. 上田取締役は公認会計士、岩谷取締役は弁護士及び弁理士、井上監査役は公認会計士及び税理士、村中監査役は弁護士の資格を有しております。なお、当社との間に取引関係はありません。
- ② 当事業年度における主な活動状況

出席状況、発言状況及び社外役員に期待される役割に関して行った職務の概要	
社外取締役 上田圭祐	当事業年度に開催された取締役会22回の全てに出席し、専門的な立場から監督・助言等を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
社外取締役 岩谷敏昭	当事業年度に開催された取締役会22回の全てに出席し、専門的な立場から監督・助言等を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
社外取締役 薄井康紀	当事業年度に開催された取締役会22回の全てに出席し、専門的な立場から監督・助言等を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
社外監査役 井上龍哉	当事業年度に開催された取締役会22回の全てに、また、監査役会16回の全てに出席し、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
社外監査役 村中 徹	当事業年度に開催された取締役会22回の全てに、また、監査役会16回の全てに出席し、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

- ③ 法令又は定款に違反する事実その他不当又は不正な業務の執行の予防のために行った行為及び発生後の対応

当社では、2020年12月に独立行政法人地域医療機能推進機構(JCHO)の入札に関する独占禁止法違反容疑について、公正取引委員会から刑事告発を受け、同日、東京地方検察庁より起訴されました。当該事実については、2019年11月に当局の立入検査があったことを契機に発覚し、上記、社外取締役及び社外監査役は、当該事実が判明するまでこれを認識しておりませんでした。日頃から法令遵守の視点に立った提言等を行っており、また、当該事実の判明後は、取締役会及び監査役会を通じて、調査への協力、原因究明、再発防止策の策定をはじめとする執行部の取組みについて注視し、取締役会等において適宜意見を申し述べるなど、その職責を果たしております。

4.会計監査人に関する事項

(1) 名 称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等	81百万円
② 当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	143百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、①の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務(非監査業務)であるアドバイザーサービス等を委託し対価を支払っております。
3. 監査役会は、取締役会、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手、報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬見積りの算定根拠、過年度の監査計画と実績の状況等について確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役会は、監査役全員の同意により解任いたします。

また、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認める場合、または監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断する場合には、監査役会は執行部門の見解を考慮のうえ、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

(4) 責任限定契約に関する事項

当社と会計監査人は、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める額であります。

アンス委員会」の下部機構として、リスク管理を効果的・効率的に行うための「セグメント実務委員会」及び「リスクマネジメント・コンプライアンス実務委員会」、グループ全体の販売情報提供活動の審査・監督機能をより有効的に行うための「販売情報提供活動審査・監督実務委員会」並びに独占禁止法に特化したリスク管理およびコンプライアンス推進施策を効果的・効率的に行うための「独占禁止法遵守専門委員会」を設置し、継続的にモニタリングを行うとともに、内部通報制度「企業倫理ホットライン」により、当社及び子会社の取締役、執行役員、参事及び従業員の職務執行の健全性を保持する。

- ホ. 財務報告に係る内部統制については、社長直轄の「内部監査室」がこれを補助・推進し、金融商品取引法及び関係法令等との適合性の確保、関係諸規程の整備、ITの活用などによる最適な管理体制の構築に努めるとともに、従業員等に対する適正な業務執行に関する教育・指導により、実効性の高い運用を確保する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - イ. 取締役の職務の執行・意思決定に係る情報に関し、「文書管理規程」及び「情報セキュリティ管理規程」に準拠して保存管理を行い、コーポレート本部担当執行役員が統括して管理する。
 - ロ. 前項の情報の保管期間は法令及び「文書保管・保存期間一覧表」の定めに従う。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - イ. リスク管理規程を中心に情報セキュリティ管理規程、個人情報保護規程、防災管理規程などを整備し、当社及び子会社に係るリスク（組織・戦略、情報管理、業務管理、コンプライアンス、事業継続、財務管理）を網羅的・総括的に管理する体制の構築・整備・運用を行っている。
 - ロ. リスク管理が有効的に機能するよう、リスクカテゴリー毎の責任部署を定め、自律的・継続的にモニタリングを行う。また、リスク全般を一元的に管理する「コンプライアンス部」との緊密な連携により、業務執行上の危機管理及びリスク発現の未然防止や被害の最小化、被害の拡大防止に向けた取組みを推進する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - イ. 経営監督機能と意思決定機能を取締役が担い、業務執行を執行役員が担う体制とし、「取締役会規程」「執行役員規程」などによる職務権限の明確化により、迅速かつ効率的に職務を執行する。
 - ロ. 取締役会は、明確な経営計画を策定し、その目標の全社的浸透を図るとともに、各部門を担当する執行役員は目標達成のための具体的かつ効率的施策を策定し、執行する。
 - ハ. 取締役は、毎月2回の取締役会において、担当取締役・執行役員からの報告により、業務の執行状況及び適正性を監督・確認し、恒常的に目標達成の確度・効率性の向上のための施策を検討し、実施する。
 - ニ. 社内コミュニケーションシステムなど、IT技術等の活用による全社的業務効率向上のための体制整備を推進する。
- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正性を確保するための体制
 - イ. 当社子会社の管理については、「関係会社管理規程」に準拠し、経営上の重要事項は逐一当社に報告するとともに、その意思決定については当社の承認を要する事とする。
 - ロ. 監査役、内部監査室及び会計監査人は当社及び子会社の定期的監査を行い、経営諸活動の執行状況を、独立的・客観的に評価を行う。

- また、監査において改善すべき点が発見された場合、被監査部署・被監査子会社に対し勧告・助言を行い、必要に応じ改善状況の報告を求め、有効的な内部統制体制の保持に努める。
- ハ. 当社リスクマネジメント・コンプライアンス委員会を中心に、子会社のリスクマネジメント担当部門との緊密な連携により、グループ全体の有効的リスク管理体制の構築を推進する。
- 二. 当社は、当社子会社の経営・財務・総務その他の諸案件を所管部署が担い、事業運営に関する諸案件を主管部署が担う体制をとり、当社と当社子会社との相互間の連携を密にすることにより、当社子会社の取締役等の職務執行の効率化を確保し、経営を円滑に遂行する。
- ホ. 当社子会社は、当社グループ経営理念及び各社の経営理念並びに「企業倫理綱領」を重要な行動規範と定め、研修等を通じ、取締役、執行役員及び従業員の倫理観の涵養と法令遵守を徹底する。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- イ. 監査役の職務を補助すべき従業員として、人事総務統轄部法務・株式課統轄課長が監査役の補助を行う。
- ロ. 監査役が職務を円滑に遂行するため、さらに補助する従業員の設置を求める場合、取締役は原則としてこれに応諾するとともに、迅速に必要な協力を行う。
- ⑦ 前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項
- イ. 監査役会規程に基づき、人事総務統轄部法務・株式課統轄課長の人事について監査役会と意見交換を行う。
- ロ. 監査役の職務執行を補助する総務部法務・株式課統轄課長及び必要に応じ監査役の職務執行を補助する従業員については、監査役の補助職務の範囲においては取締役以下、補助使用人の属する組織の上長等の指揮命令を受けない。
- ⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- イ. 取締役、執行役員及び従業員は監査役に対し、重要事項が生じた場合は適時報告を行う。また、経営会議、リスクマネジメント・コンプライアンス委員会等、監査役の社内重要会議への出席を通じ、逐次当社及び子会社の重要事項を報告する。
- ロ. 内部監査室長においては、監査役に対し定期的な監査報告を行い、また監査役の求めに応じ調査を行う。
- ハ. 当社及び子会社の取締役、執行役員、参事及び従業員は、「内部通報規程」に則り、法令・定款に違反する事実等を直接的若しくは「企業倫理ホットライン」を通じ、コンプライアンス部に報告する。また、コンプライアンス部は、必要に応じ接受した情報を監査役に報告を行う。
- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ. 取締役、執行役員、参事及び従業員は、監査役からの報告要求や重要書類閲覧要求などに迅速に対応するとともに、監査役と取締役、会計監査人及び内部監査室等との定期的意見交換の機会確保や、社内重要会議への出席機会の確保などにより、監査役の監査業務の実効性向上に努める。
- ロ. 監査役の職務の執行に生ずる費用の前払又は償還の処理については、監査役の請求により円滑に行うものとする。

- ⑩ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその体制
当社は、「企業は社会の公器であること」の認識及び「高い倫理観」の上に立ち、積極的に社会的責任を果たしていくとともに、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体には毅然とした態度で臨む。
- イ. 重要な行動指針である「企業倫理綱領」及び「企業倫理綱領細則」にて、反社会的勢力・団体からの不当・不法な要求等に対する姿勢及び具体的対策を明文化し、社内コミュニケーションシステム等を通じた教育・研修により、全ての役員、執行役員、参事及び従業員への周知徹底に努める。
 - ロ. 子会社のリスク管理責任者を含め、当社グループにかかるリスクに関する検討を行う「リスクマネジメント・コンプライアンス委員会」にて、外部専門機関等から入手した反社会的勢力に関する情報を共有・注意喚起を図る。
 - ハ. 反社会的勢力への対応は人事総務統轄部を統括部署とし、警察当局や愛知県企業防衛対策協議会等、外部専門機関との緊密な連携体制を整える。
- 二. 反社会的勢力が取引先や株主となり、不当・不法な要求をする被害を未然に防ぐよう、適正な企業調査の実施及び外部専門機関等からの反社会的勢力に関する情報の早期収集に努める。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記の基本方針に基づき、内部統制システムの適切な運用に努めております。当事業年度における運用状況の概要は以下の通りであります。

① 取締役・取締役会

取締役会は、法令、定款及び取締役会規程並びにその他社内規程に基づき、重要事項を審議・決定するとともに、取締役及び執行役員の職務執行の状況を監督します。当期は22回の取締役会を開催し、法令により定められた事項や経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役及び執行役員からの報告を通じ、職務執行の的確性・効率性等を相互に監督・監視しております。

取締役会での意思決定の妥当性及び職務執行の適法性・適正性の確保につきましては、監査役が常時取締役会に出席、意見表明を行い、多面的に監督・監視を行っております。

② 監査役・監査役会

当社の監査役会は、原則として月1回、その他必要に応じて開催しております。当期は16回の監査役会を開催し、監査結果の報告を行うほか、必要な事項について協議を行っております。

各監査役は監査役会の定めた監査役監査基準、年度の監査方針・監査計画に基づき、取締役会及びその他重要な会議に出席するほか、取締役、執行役員及び内部監査部門等から職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本社、主要な事業所及び子会社において、業務及び財産の状況、法令等の遵守体制、リスク管理体制等の内部統制システムが適切に構築され運用されているかについて監査を行っております。なお、必要に応じて子会社から報告を受けております。

また、監査役として社内の課題に精通した常勤監査役と、それぞれが法律、会計の専門家である社外監査役を選任し、モニタリング機能の充実を図っております。

③ 内部監査

当社の内部監査は、社長直轄の内部監査室監査課が担当し、内部監査規程に基づき、当社の

事業所及び子会社を対象として、コンプライアンスの徹底、リスクコントロールを重点に、内部統制が的確に機能しているかについて監査を行っております。

内部監査室は、年度ごとに監査計画を立案し、社長より承認を受けた「監査計画」に基づき、実地監査と書面監査を併用して行い、監査終了後は社長に「監査報告書」を提出しております。「監査報告書」の内容から社長が改善を必要と認めた事項について、内部監査室は被監査部署に対し「改善指示書」により改善指示を行い、改善計画の作成とその実施状況について「監査改善状況報告書」にて報告させております。

なお、当期は監査項目を絞り込んだテーマ別監査を30事業所に実施、また、当社事業所以外の子会社3社の監査を実施しております。

④ リスクマネジメント体制

当社グループは、リスクの発現を予防する「未然の防止」、リスクが発現した際に速やかにその状況を把握し、迅速かつ適切に対処する「影響の最小化」をリスクマネジメントの第一義としております。これらの取り組みを通してステークホルダーからの信頼を高め、当社グループの企業価値の維持向上を図っております。

リスクマネジメント体制をさらに確固たるものにするため、取締役会の下部機構として、「リスクマネジメント・コンプライアンス委員会」を設置し、当社グループ全体におけるリスク管理を行っております。

また、当社グループのリスクマネジメントを効果的、効率的に行うために、「リスクマネジメント・コンプライアンス委員会」の下部機構として4つの実務委員会を設置しております。当社と子会社が参画する事業セグメントごとにリスクマネジメント・コンプライアンス全般の実務を担う実務委員会、「医療用医薬品の販売情報提供活動に関するガイドライン」に沿った適切な販売情報提供活動を製販一体となって行っていくために、販売情報提供活動審査・監督実務委員会を設置しております。さらに、独占禁止法遵守を最重要項目の一つと位置付け、2020年10月に新たに独占禁止法遵守専門委員会を設置し、より実効的な施策等を検討・立案・実行・検証できる体制としております。

委員会では、各事業の特性に合わせたリスクの洗い出しを行い、グループで共有して重点的に取り組むリスクを設定し、リスクの未然防止と低減、コンプライアンス施策の推進を主としたマネジメントの強化を図っております。

なお、当期は「リスクマネジメント・コンプライアンス委員会」を4回開催し、また「リスクマネジメント・コンプライアンス実務委員会」を12回開催し、リスクの分析・評価及びリスク対策の推進を行っております。

⑤ 財務報告の適正性を確保するための体制

社長直轄の組織である内部監査室が中心となり、内部統制に関連する諸規程・マニュアルの整備や、運用ルールの周知徹底・教育を図るとともに、運用状況の継続的モニタリングを行い、内部統制の経営者評価が確実に実施できる体制を整えております。

(注)本事業報告中の記載数値は、単位未満を切捨てて表示しております。

ただし、前期比増減率、1株当たり当期純利益、1株当たり純資産額及び自己資本比率は単位未満を四捨五入して表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表(2021年3月31日現在)

(単位:百万円)

科 目	当 年 度	前年度(ご参考)	科 目	当 年 度	前年度(ご参考)
【 資 産 の 部 】	1,114,421	1,112,507	【 負 債 の 部 】	696,509	699,798
流 動 資 産	859,733	862,208	流 動 負 債	670,065	674,124
現金及び預金	151,123	167,521	支払手形及び買掛金	643,769	644,161
受取手形及び売掛金	490,569	486,991	未払法人税等	3,202	8,517
有 価 証 券	60,997	44,108	返品調整引当金	227	487
商品及び製品	126,902	134,166	賞与引当金	6,264	7,756
仕 掛 品	2,008	2,298	独占禁止法関連損失引当金	3,812	353
原材料及び貯蔵品	3,708	3,262	そ の 他	12,789	12,848
仕入割戻し等未収入金	21,464	22,429	固 定 負 債	26,444	25,674
そ の 他	3,730	2,657	繰延税金負債	18,867	17,480
貸倒引当金	△ 772	△ 1,228	再評価に係る繰延税金負債	1,337	1,337
固 定 資 産	254,688	250,298	役員退職慰労引当金	242	246
有形固定資産	115,875	116,940	退職給付に係る負債	2,844	3,165
建物及び構築物	54,740	56,490	そ の 他	3,153	3,444
機械装置及び運搬具	3,200	3,723			
工具、器具及び備品	2,383	2,357	【 純 資 産 の 部 】	417,912	412,708
土 地	52,452	52,366	株 主 資 本	382,792	381,596
リ ー ス 資 産	1,280	1,496	資 本 金	13,546	13,546
建設仮勘定	1,817	505	資 本 剰 余 金	39,093	39,131
無形固定資産	9,094	11,081	利 益 剰 余 金	387,350	386,233
投資その他の資産	129,719	122,276	自 己 株 式	△ 57,198	△ 57,315
投資有価証券	94,748	89,014	その他の包括利益累計額	34,254	30,242
長期貸付金	489	497	その他有価証券評価差額金	38,660	35,744
繰延税金資産	2,393	2,478	土地再評価差額金	△ 5,821	△ 5,821
退職給付に係る資産	18,099	15,953	為替換算調整勘定	34	0
そ の 他	14,925	15,264	退職給付に係る調整累計額	1,381	318
貸倒引当金	△ 938	△ 932	非支配株主持分	864	869
資 産 合 計	1,114,421	1,112,507	負 債 純 資 産 合 計	1,114,421	1,112,507

連結損益計算書(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位:百万円)

科 目	当 年 度		前年度(ご参考)	
売上高		2,128,218		2,213,478
売上原価		1,970,637		2,019,408
売上総利益		157,580		194,069
返品調整引当金戻入額		487		541
返品調整引当金繰入額		227		487
差引売上総利益		157,840		194,124
販売費及び一般管理費		148,683		161,552
営業利益		9,156		32,571
営業外収益		9,992		9,419
受取利息及び配当金	1,721		1,714	
受入情報収	5,652		5,897	
その他の	2,618		1,807	
営業外費用		876		524
支払利息	49		53	
不動産賃貸費用	246		238	
新型コロナウイルス感染対策費用	454		-	
その他の	125		232	
経常利益		18,272		41,467
特別利益		1,033		1,551
固定資産売却益	86		362	
投資有価証券売却益	709		891	
関係会社株式売却益	162		157	
その他の	73		140	
特別損失		6,748		1,210
固定資産除売却損失	357		349	
減損	410		369	
独占禁止法関連損失	3,499		419	
事業再構築損失	2,363		-	
その他の	116		72	
税金等調整前当期純利益		12,557		41,808
法人税、住民税及び事業税	4,800		13,607	
法人税等調整額	△ 241	4,559	△ 77	13,529
当期純利益		7,998		28,279
非支配株主に帰属する当期純利益		102		66
親会社株主に帰属する当期純利益		7,895		28,213

連結株主資本等変動計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位:百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	13,546	39,131	386,233	△ 57,315	381,596
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△ 6,778		△ 6,778
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			7,895		7,895
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動		△ 33			△ 33
自 己 株 式 の 取 得				△ 1	△ 1
自 己 株 式 の 処 分		△ 3		118	114
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	△ 37	1,116	116	1,196
当 期 末 残 高	13,546	39,093	387,350	△ 57,198	382,792

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					非支配株主 持分	純資産 合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	土 地 再 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	35,744	△ 5,821	0	318	30,242	869	412,708
連結会計年度中の変動額							
剰 余 金 の 配 当							△ 6,778
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益							7,895
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動							△ 33
自 己 株 式 の 取 得							△ 1
自 己 株 式 の 処 分							114
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	2,916	-	33	1,062	4,012	△ 4	4,007
連結会計年度中の変動額合計	2,916	-	33	1,062	4,012	△ 4	5,204
当 期 末 残 高	38,660	△ 5,821	34	1,381	34,254	864	417,912

(ご参考) 連結キャッシュ・フロー計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位:百万円)

区 分	当 年 度	前 年 度	区 分	当 年 度	前 年 度
営業活動によるキャッシュ・フロー			投資活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	12,557	41,808	定期預金の預入による支出	△ 10,310	△ 8,910
減 価 償 却 費	10,179	10,719	定期預金の払戻による収入	8,313	8,157
減 損 損 失	410	369	有価証券の取得による支出	△ 47,300	△ 34,089
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△ 449	△ 92	有価証券の売却及び償還による収入	43,089	46,300
その他の引当金の増減額(△は減少)	△ 1,756	△ 58	有形固定資産の取得による支出	△ 5,574	△ 8,270
退職給付に係る負債の増減額(△は減少)	△ 941	△ 987	有形固定資産の売却による収入	267	509
独占禁止法関連連損失引当金の増減額(△は減少)	3,458	353	無形固定資産の取得による支出	△ 2,290	△ 3,428
受取利息及び受取配当金	△ 1,721	△ 1,714	投資有価証券の取得による支出	△ 2,795	△ 1,079
支 払 利 息	49	53	投資有価証券の売却及び償還による収入	1,226	1,472
固定資産除売却損益(△は益)	271	△ 13	そ の 他	788	536
投資有価証券売却損益(△は益)	△ 700	△ 891	投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 14,586	1,199
売上債権の増減額(△は増加)	△ 3,578	13,897	財務活動によるキャッシュ・フロー		
たな卸資産の増減額(△は増加)	7,107	6,385	短期借入金純増減額(△は減少)	△ 10	△ 20
仕入割戻し等未収入金の増減額(△は増加)	965	615	長期借入金の返済による支出	-	△ 6
仕入債務の増減額(△は減少)	△ 392	△ 86,371	リース債務の返済による支出	△ 463	△ 556
そ の 他	△ 1,846	3,449	自己株式の取得による支出	△ 1	△ 9,828
小 計	23,614	△ 12,476	自己株式の売却による収入	0	-
利息及び配当金の受取額	1,966	1,948	連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出	△ 140	-
利息の支払額	△ 49	△ 53	配 当 金 の 支 払 額	△ 6,777	△ 6,754
法人税等の支払額	△ 9,930	△ 15,408	非支配株主への配当金の支払額	△ 1	△ 1
法人税等の還付額	3	172	財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 7,393	△ 17,167
営業活動によるキャッシュ・フロー	15,602	△ 25,817	現金及び現金同等物に係る換算差額	△ 18	△ 24
			現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△ 6,396	△ 41,810
			現金及び現金同等物の期首残高	175,215	217,025
			現金及び現金同等物の期末残高	168,818	175,215

計算書類

貸借対照表(2021年3月31日現在)

(単位:百万円)

科 目	当 年 度	前年度(ご参考)	科 目	当 年 度	前年度(ご参考)
【 資 産 の 部 】	1,004,238	1,004,118	【 負 債 の 部 】	701,067	703,128
流 動 資 産	775,346	779,494	流 動 負 債	683,958	687,191
現金及び預金	100,361	118,854	支 払 手 形	2,265	1,718
受 取 手 形	797	818	電 子 記 録 債 務	8,931	8,414
電 子 記 録 債 権	3,475	3,536	買 掛 金	595,709	597,950
売 掛 金	496,694	492,564	未 払 金	7,822	6,842
有 価 証 券	60,997	44,108	未 払 法 人 税 等	1,857	5,848
商 品 及 び 製 品	91,949	98,793	関 係 会 社 預 り 金	59,594	57,846
仕 掛 品	80	87	返 品 調 整 引 当 金	163	383
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	255	323	賞 与 引 当 金	2,664	3,982
仕入割戻し等未収入金	19,550	20,121	独 占 禁 止 法 関 連 損 失 引 当 金	3,812	353
そ の 他	1,676	1,177	そ の 他	1,138	3,851
貸 倒 引 当 金	△ 492	△ 891	固 定 負 債	17,108	15,937
固 定 資 産	228,892	224,623	繰 延 税 金 負 債	14,411	13,300
有 形 固 定 資 産	60,800	60,225	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	1,337	1,337
建 物	24,396	24,045	そ の 他	1,360	1,299
構 築 物	949	1,060	【 純 資 産 の 部 】	303,171	300,989
機 械 及 び 装 置	1,583	1,880	株 主 資 本	275,628	276,304
車 両 運 搬 具	43	45	資 本 金	13,546	13,546
工 具、器 具 及 び 備 品	1,216	1,071	資 本 剰 余 金	40,745	40,749
土 地	31,560	31,606	資 本 準 備 金	33,836	33,836
リ ー ス 資 産	116	116	そ の 他 資 本 剰 余 金	6,909	6,913
建 設 仮 勘 定	934	398	利 益 剰 余 金	278,534	279,323
無 形 固 定 資 産	7,658	9,389	利 益 準 備 金	3,278	3,278
ソ フ ト ウ ェ ア	6,267	8,365	そ の 他 利 益 剰 余 金	275,255	276,044
そ の 他	1,391	1,024	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	614	614
投 資 そ の 他 の 資 産	160,433	155,009	別 途 積 立 金	100,000	100,000
投 資 有 価 証 券	73,497	67,556	繰 越 利 益 剰 余 金	174,641	175,430
関 係 会 社 株 式	58,391	58,193	自 己 株 式	△ 57,198	△ 57,315
関 係 会 社 出 資 金	2,323	2,323	評 価・換 算 差 額 等	27,543	24,685
長 期 貸 付 金	18,332	19,343	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	33,364	30,506
長 期 前 払 費 用	216	219	土 地 再 評 価 差 額 金	△ 5,821	△ 5,821
前 払 年 金 費 用	9,097	8,757	資 産 合 計	1,004,238	1,004,118
敷 金 及 び 保 証 金	4,130	4,277	負 債 純 資 産 合 計	701,067	703,128
そ の 他	332	356			
貸 倒 引 当 金	△ 5,889	△ 6,019			
資 産 合 計	1,004,238	1,004,118			

損益計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位:百万円)

科 目	当 年 度		前年度(ご参考)	
売 上 高		1,928,914		2,001,182
売 上 原 価		1,846,408		1,891,751
売 上 総 利 益		82,506		109,431
返 品 調 整 引 当 金 戻 入 額		383		422
返 品 調 整 引 当 金 繰 入 額		163		383
差 引 売 上 総 利 益		82,726		109,470
販売費及び一般管理費		80,471		87,642
営 業 利 益		2,254		21,827
営 業 外 収 益		9,900		9,495
受 取 利 息 及 び 配 当 金	3,496		3,150	
受 入 情 報 収 入	4,586		4,803	
そ の 他	1,817		1,540	
営 業 外 費 用		314		664
支 払 利 息	47		44	
新型コロナウイルス感染対策費用	55		-	
そ の 他	211		619	
経 常 利 益		11,840		30,658
特 別 利 益		41		1,064
投 資 有 価 証 券 売 却 益	37		730	
そ の 他	4		334	
特 別 損 失		3,924		659
固 定 資 産 除 売 却 損	248		212	
独 占 禁 止 法 関 連 損 失	3,499		419	
そ の 他	176		28	
税 引 前 当 期 純 利 益		7,957		31,063
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	2,086		9,574	
法 人 税 等 調 整 額	△ 118	1,968	△ 187	9,387
当 期 純 利 益		5,989		21,676

株主資本等変動計算書(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位:百万円)

	株 主 資 本										
	資本金	株 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金					自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計	利 益 剰 余 金 合 計			
					固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金				
当 期 首 残 高	13,546	33,836	6,913	40,749	3,278	614	100,000	175,430	279,323	△ 57,315	276,304
事 業 年 度 中 の 変 動 額											
剰 余 金 の 配 当								△ 6,778	△ 6,778		△ 6,778
当 期 純 利 益								5,989	5,989		5,989
自 己 株 式 の 取 得										△ 1	△ 1
自 己 株 式 の 処 分			△ 3	△ 3						118	114
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 事 業 年 度 中 の 変 動 額 (純 額)											
事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	-	-	△ 3	△ 3	-	-	-	△ 788	△ 788	116	△ 675
当 期 末 残 高	13,546	33,836	6,909	40,745	3,278	614	100,000	174,641	278,534	△ 57,198	275,628

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	土 地 再 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	30,506	△ 5,821	24,685	300,989
事 業 年 度 中 の 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△ 6,778
当 期 純 利 益				5,989
自 己 株 式 の 取 得				△ 1
自 己 株 式 の 処 分				114
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 事 業 年 度 中 の 変 動 額 (純 額)	2,857	-	2,857	2,857
事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	2,857	-	2,857	2,181
当 期 末 残 高	33,364	△ 5,821	27,543	303,171

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月10日

株式会社スズケン
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
名古屋事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	西 松 真 人 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	坂 部 彰 彦 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石 原 由 寛 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社スズケンの2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社スズケン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月10日

株式会社スズケン
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
名古屋事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	西 松 真 人 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	坂 部 彰 彦 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石 原 由 寛 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社スズケンの2020年4月1日から2021年3月31日までの第75期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第75期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、インターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を開覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関しては、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。なお、事業報告に記載の独立行政法人地域医療機能推進機構(JCHO)の入札における独占禁止法に係る案件について、監査役会は、当社及びグループ各社が独占禁止法を含む法令遵守の徹底に引き続き取り組んでいることを確認しております。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月10日

株式会社スズケン 監査役会

常勤監査役	玉	村	充	徳	㊦
常勤監査役	竹	田	憲	之	㊦
社外監査役	井	上	龍	哉	㊦
社外監査役	村	中		徹	㊦

以 上

ご参考

株主の皆さまへのご案内

株主優待制度のご案内

毎年3月31日現在で当社株式を100株以上ご所有の株主さまに、3,000円相当の自社取扱商品等の複数コースの中から1つを選択していただけます。

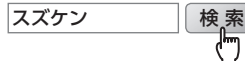
2021年3月31日現在の 対象株主さまへの株主優待コース

- A**  お肌にやさしい低刺激性石けん
『スズケン ピュアー・ソープ』
詰め合わせ1セット
(100g×2個 50g×3個)
- B**  ヘルシーブレンド茶
『さんげん茶』
1ケース
(ペットボトル500ml×24本)
- C**  かつお風味『スズケン だしの素』
1セット(90包×3箱)
- D**  紀州産南高梅
『スズケン 梅ぼし』
詰め合わせ1セット
(梅ぼし、まるやか梅ぼし 容器入り250g
×各1パック、個包装8粒×各1袋)
- E**  グループ商品詰め合わせ1セット
『焼豚チャーハンの素』(3包×5袋)
『さんげん茶(水出しティーパック)』(3包×2袋)
『万能つゆ』(500ml×1本)
『スズケン紀州ソフトうめ』(2粒×12袋)
『アレルギーあんしんポロコぼちゅ』(14包×1袋)
- F**  社会貢献団体への寄付
優待品に代えて、3,000円を「ユニセフ」へ寄付いたします。
※同時に当社も、同額(3,000円)を上乗せして寄付いたします。

©UNICEF/UNI146415/Dicko
提供(公財)日本ユニセフ協会

当社ウェブサイトのご案内

スズケングループをより深くご理解いただくため、会社情報、製品・サービスに関する情報、IR情報、スズケングループCSRに関する情報などを掲載しています。



IR情報

IR情報には、中期成長戦略、業績・財務データ、IRライブラリ(決算短信、有価証券報告書、統合報告書)、株式情報などを掲載しています。



『スズケングループ統合報告書』
スズケングループにおける事業、業績、ESG(環境・社会・ガバナンス)に関する取り組みをまとめたレポートです。2021年版は、2021年8月に当社ウェブサイトに掲載予定です。

メール配信サービス

スズケンのニュースリリースの中から、IRに関するニュースをEメールで配信いたします。メール配信を希望される方は当社ウェブサイトの「メール配信サービス」または右のQRコードからご登録ください。

※QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。



スズケンIRニュース
(携帯版)

株主MEMO

事業年度

毎年4月1日から翌年3月31日まで

定時株主総会

6月

剰余金の配当基準日

期末配当3月31日 中間配当9月30日

単元株式数

100株

上場証券取引所

東京証券取引所 市場第1部
名古屋証券取引所 市場第1部
札幌証券取引所

公告方法

公告は電子公告により、当社ウェブサイトに掲載いたします。

(<https://www.suzuken.co.jp/company/ir/index.html>)

ただし、やむを得ない事由により電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載いたします。

株主名簿管理人及び特別口座の口座管理機関

東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
三井住友信託銀行株式会社

株式に関する諸手続きのご案内

住所変更、単元未満株式の買取・買増請求、配当金受取り方法のご指定、相続に伴う手続き等は、下記宛にお願いいたします。

証券会社でお取引をされている株主さま

■ 手続きお問合せ先 お取引の証券会社

特別口座に記録されている株主さま

■ 手続きお問合せ先 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号
TEL 0120-782-031(フリーダイヤル)

※過去にお受取りになられていない配当金につきましては、株主名簿管理人である三井住友信託銀行株式会社にお申出ください。

